



履 修 の 手 引

2025年



鎌倉女子大学短期大学部
Kamakura Women's University Junior College

履 修 の 手 引

2025年

対 象

2025 年度入学生

鎌倉女子大学短期大学部

目 次

学科・専攻科の構成	5
教務部窓口案内	6
はじめに	7
使命・目的及び教育目的	8
短期大学部の3つのポリシー	9
初等教育学科の3つのポリシー	11
専攻科の3つのポリシー	15
短期大学部のアセスメントプラン	17
短期大学部のキャリア教育ポリシー	19

第1部 学籍及び履修

学籍	22
1 学籍番号	22
2 進級要件	23
3 卒業・修了と学位	23
4 休学・復学	24
5 留学	24
6 退学	25
7 再入学	25
8 除籍	25
授業・単位	26
1 セメスター	26
2 授業時間	26
3 時間割・シラバス	26
4 休講・補講・緊急時における休校	26
5 授業科目	27
6 単位	27
履修	28
1 履修登録	28
(1) 履修上の原則	28
2 成績	28
(1) 成績評価	28
(2) 学修状況	29
3 企業等インターンシップ	30
4 教職等インターンシップ	31

5 サービスラーニング	32
6 SAE (Study Abroad Experience) -海外研修-	33
7 既修得単位認定【初等教育学科のみ】.....	34
8 免許・資格プログラム	35
(1) 取得可能な免許・資格	35
(2) 課程履修登録	35
(3) 課程履修費	36
9 企業学習プログラム【初等教育学科のみ】.....	37
10 データサイエンス・AI 学修プログラム【初等教育学科のみ】.....	38
定期試験	40
1 受験資格	40
2 定期試験受験上の注意	40
3 定期試験欠席	41
第2部 教育課程	
初等教育学科	44
1 2年間の履修指針	44
2 科目ナンバー	45
3 カリキュラムチャート	46
4 卒業要件単位数とカリキュラム	47
5 免許・資格	52
(1) 教員免許状	52
(2) 保育士	56
(3) 准学校心理士	59
(4) 児童厚生二級指導員	60
(5) レクリエーション・インストラクター	61
(6) 秘書士	62
学外実習	64
1 幼稚園・小学校教諭二種免許状	68
2 保育士	69
3 児童厚生二級指導員	71
4 レクリエーション・インストラクター	72
5 介護等体験	73
専攻科	74
1 履修指針	74
2 科目ナンバー	75
3 カリキュラムチャート	76
4 修了要件単位数とカリキュラム	77

5 インターンシップ	78
6 資格	79
(1) 認定ムーブメント教育・療法中級指導者	79
(2) キャンプインストラクター	80
(3) 自然体験活動指導者（自然体験活動リーダー）	80

第3部 特別講座

特別講座	82
1 就職活動支援講座.....	82
2 公務員試験対策講座.....	82
3 教員・公立幼保採用試験対策講座.....	82
4 小学校理科授業実践講座.....	82
5 教職教養特別講座.....	83
6 就業前特別講座.....	83
7 初等教育学科 社会体験等学修プログラム.....	83
8 初等教育学科1年生特別講座 短大生ピアツア.....	83
9 専攻科特別講座 ピアツア.....	83

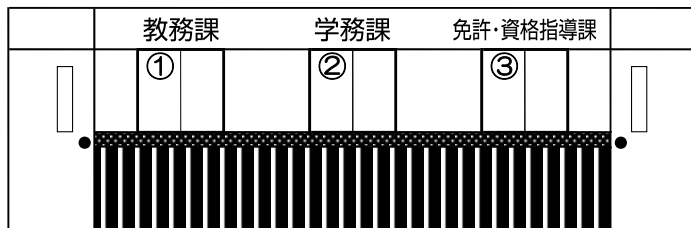
第4部 諸規程

学則	86
学位規程	96
履修規程	97
試験規程	101
除籍の取り扱いに関する内規	102
保育士資格課程履修規程	103
児童厚生員資格履修規程	104
再入学取扱規程	105

学科・専攻科の構成



● 教 務 部 窓 口 案 内 ●



① 教務課 (Tel 0467-33-8001 kyoumu2@kamakura-u.ac.jp)

授業 (休講・教室変更等)

時間割

教科書

試験・成績

SAE

単位互換

…に関すること

② 学務課 (Tel 0467-33-7550 gakumun@kamakura-u.ac.jp)

履修登録

免許・資格申請・登録

各種証明書

休学・退学

…に関すること

③ 免許・資格指導課 (Tel 0467-44-2115 jissyu@kamakura-u.ac.jp)

学外実習

介護等体験

企業等インターンシップ

…に関すること

■ 授業期間中の事務取扱時間は、月～金（祝日を除く）の 8:30 ～ 17:00 です。

■ 連絡事項について質問等をする場合、発信元を確認のうえ、窓口を訪ねてください。

■ 電話で問い合わせをする場合、「所属・学年・氏名」「用件」を明確に伝えてください。

本学所在地 〒 247-8512 神奈川県鎌倉市大船 6 丁目 1 番 3 号

はじめに

いよいよ大学生活が始まりましたね。この『履修の手引』を手にして、新鮮な気持ちを抱えていることと思われます。「ディプロマポリシー」、「カリキュラムチャート」、「GPA」など初めて耳にする言葉が少なくないでしょう。これから大学固有の言葉に慣れていかななくてはなりません。そして何よりも大切なことは、卒業までの履修計画を立てることです。本冊子はそのためのもっとも基本的なガイドです。

次のページから、使命・目的及び教育目的とこれらを反映した3つのポリシーが表記されています。一般的に「アドミッションポリシー」は入学前にすでに読んで、大学や学部学科を決める際の参考にしたと思いますが、どのような能力・意欲・適性を持った方に入学してもらいたいかを示します。これに「ディプロマポリシー」、「カリキュラムポリシー」を加え3つのポリシーと言います。卒業までに皆さんがどのような能力の習得をするのかを示したのがディプロマポリシー、これを実現していく方法がカリキュラムポリシーです。本学では短期大学部・学科、それと専攻科として皆さんにお伝えしたい「3つのポリシー」があります。皆さんに該当するそれぞれの3つのポリシーを確認したうえで履修の方法や教育課程（カリキュラム）を理解してください。

さらにシラバスの「建学の精神に基づく深い教養と高い専門性に富む学士力の形成への貢献」では、その授業で高めることのできる学士力が挙げられていますので参考にしてください。

そして第1部の「学籍及び履修」をよく読んでください。高等学校とは異なる大学の制度がわかってくるとと思います。履修計画を立てるためには特に「授業・単位」と「履修」が重要です。次に第2部「教育課程」の章に進んでください。カリキュラムとは何か、学科がどのような人材育成をめざしているか、2年間どのように学修をしていくのか、どんな免許や資格が取得できるのか、ということ念頭において読むといいでしょう。

第一の目標である大学を卒業するためには、この手引を読み進めていくとわかりますが、卒業要件単位数以上の単位を修得する必要があります。一般的に大学では、各授業科目所定の単位を修得するための学修時間が決められています。それは、授業を行っている時間だけでなく、準備学修（予習）や復習をするために必要な時間も考慮されています。つまり、授業を受けて単位を修得するためには、自らが授業の前後に学修する時間が必要となり、そのことを前提に先生も授業を行っています。授業時間以外にも学修時間が必要なことを覚えておいてください。

さらに免許や資格などの取得を皆さんが希望する場合には、卒業要件よりも多くの単位数が必要となります。無理なく学修できるよう学生生活を通じた計画的な履修を行ってください。

この手引の内容は2025年度入学生の皆さんに当てはまるものです。カリキュラムなどは、他の年度の入学生と異なることがあります。大学における諸条件は、不断の点検と改定がなされているからです。

いずれにしても、今年度も多くの魅力ある科目が開講されます。皆さんの学修意欲が高まっていくであろうと願っています。



使命・目的及び教育目的



短期大学部の使命・目的

鎌倉女子大学短期大学部は、日本国憲法の精神に基づき、鎌倉女子大学の教育の理念である「感謝と奉仕に生きる人づくり」を中核としたその建学の精神に則り、社会生活に有益な専門的な教育研究を推進することを通じて、科学的教養と優雅な性情を涵養し、以って人類の福祉及び文化の向上発展に寄与することを目的とする。

初等教育学科の教育目的

初等教育学科は、乳幼児及び児童が生きる生活世界の基礎的理解と、教育・保育の活動等に資する理論及びその応用・実践についての教育研究を通じて、健全で幸福な社会の発展に寄与できる知見と方法、豊かな人間性と高い倫理性をもった人材を養成することを目的とする。

専攻科の教育目的

専攻科は、短期大学の基礎の上に、初等教育に関する専門科目について、精深な専門の学芸を教授し、その研究を深め、より高度な専門性を有する人材を養成することを目的とする。

短期大学の3つのポリシー

短期大学部 ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

鎌倉女子大学短期大学部は、「教育の理念（感謝と奉仕に生きる人づくり）」「教育の目標（科学的教養の向上と優雅な性情の涵養）」「教育の姿勢（人・物・時を大切に）」「教育の方法（ぞうきんと辞書をもって学ぶ）」「教育の体系（知育・徳育・体育の調和）」によって構成される「建学の精神」に基づき、以下のように学位授与の要件を定める。

1. 本学固有の教育理念であると同時に、古今にわたる普遍の教育理念である「感謝と奉仕に生きる」を常に目途としながら、本学固有の教育目標である「科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」を図り、自らの職能・職域を通じて健全な生活世界の活動及び形成に参与し、自らの未来を力強く切り拓くため、所定の期間在学し、所定の単位を修得していること。
2. 「建学の精神」を含む『総合教育科目』及び学科の設置目的に照らして編成された『専門教育科目』を併せて修得していること。

短期大学部 カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

鎌倉女子大学短期大学部は、ディプロマポリシーを達成するために、以下のように教育課程を編成し、実施する。

1. カリキュラムの枠組みは、「建学の精神」「精神と文化」「社会と産業」「生命と自然」「生活と技術」「健康とスポーツ」「情報科学」「外国語」の8分野からなる『総合教育科目』と学科固有の『専門教育科目』によって構成される。
2. 学修課程の体系性及び順序性と学修者の志向性及び選択性を尊重し、各科目を以下のような重層的・複合的構造の中に配置する。
 - ①基礎的学力、教養的知性、倫理性、身体性を培う『リベラルアーツスタディーズ』と学科の専門力を養う『プロフェッショナルスタディーズ』の組み合わせを縦軸としたカリキュラム構造。
 - ②将来の職能・職域の選択肢を多様に確保するため、各種免許・資格の取得に向けての『免許・資格プログラム』と免許・資格に限定されない一般社会で広く活躍できる資質・能力を養う『企業学習プログラム』の組み合わせを横軸としたカリキュラム構造。

3. 短期大学部での学修を可能にするアカデミックな基礎的知識・技能を養う初年次教育から、各種講義、演習、実習、実験、実技、総合研究に至る、多様な教授内容と教授方法に基づく授業を設置する。
4. 学修者が履修過程を振り返りながら、着実な学修課程を歩むことができるよう、GPA 制度に基づく成績評価を行う。
5. 各授業科目について、当該の授業内容のみならず、学修者の汎用的能力の育成及び主体的な学びを促進するために貢献できるシラバスを作成する。
6. 学修者が着実な学修課程を歩むことができるよう、教務担当及び副担当を配置し、クラスアドバイザーによる学習活動全般にわたる助言指導を定期的に行う。

短期大学部 アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

鎌倉女子大学短期大学部は、ディプロマポリシーに定める人材を育成するため、以下のような学生を求める。

1. 高等学校までの学習課程を通じて身につけなければならない基礎的学力及び倫理性を備えている人。
2. 建学の精神と本学の教育の伝統を尊重し、学修課程を通じてこれを身につける努力を惜しまない人。
3. 本学が行う教育活動に積極的に参加し、これにふさわしい学士力を身につける努力を惜しまない人。

このような学生を選抜し、また、多様な能力及び個性をもった学生を受け入れるため、各種の選抜方法を設定する。

初等教育学科の3つのポリシー

初等教育学科 ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

初等教育学科は、建学の精神及び教育目的に基づき、所定の期間在学し、以下に示す深い教養と高い専門性に富む学士力を形成し、所定の単位数を修得した学修者に、「短期大学士（教育学）」の学位を授与する。

1. 知識・理解

- ・ 人間・社会・文化・歴史・自然・健康・生活について、幅広い知識と豊かな教養を身につけている。
- ・ 教育・保育に関する専門的知識を体系的に理解している。

2. 汎用的技能

①コミュニケーション・スキル

- ・ 他者の意見や考えを理解するとともに、自分自身の意見や考えを他者にわかりやすく伝えることができる。

②数量的スキル

- ・ 教育・保育に関する数値やデータを分析・理解し、活用することができる。

③情報リテラシー

- ・ 情報通信技術（ICT）を用いて、教育・保育に関する情報を収集・分析し、活用することができる。

④外国語運用能力

- ・ 特定の外国語を用いて読み、書き、聞き、話すことができる。

⑤論理的思考力

- ・ 多角的な視点から、ものごとを論理的に思考し、表現することができる。

⑥課題 - 解決力

- ・ 現代社会における教育・保育に関する課題を発見し、解決を図ることができる。

3. 態度・志向性

①自己管理力

- ・ 自らを律し、主体的、計画的に行動できるとともに、自立した女性としてライフキャリアを描くことができる。

②チームワークとリーダーシップ

- ・組織の中で、他者と協調・協働して物事に取り組むことができるとともに、目標実現のための方向に導くことができる。

③道理の感覚

- ・社会のマナーやモラルに対する感覚を磨き、教育・保育の専門家として求められる高い倫理観を備え、自らを律して行動することができる。

④社会的責任

- ・教育・保育の総合的な専門的知識・技能等を活用して、地域や社会に貢献することができる。

⑤審美的なものに自己を差し向けること

- ・美しいもの善いものに目を向け、その価値に憧れを抱く素直な態度を身につけている。

⑥生涯学習力

- ・教育・保育の専門家として生涯を通じて学び続けられる自学自習の習慣を身につけている。

⑦健康推進

- ・健康を意識した生活を心がけるとともに、子どもの心と身体の発達や健康維持に貢献することができる。

4. 統合的な学修経験と創造的思考力

- ・乳幼児期及び児童期について深い関心を持ち、よりよい教育・保育を探究しようとする態度を身につけている。
- ・教育・保育について総合的な視点に立って、教育・保育活動を実践できる能力を身につけている。
- ・保育士、幼稚園・小学校の教員等として活躍できる資質・能力を身につけている。

初等教育学科 カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

初等教育学科は、ディプロマポリシーに定める深い教養と高い専門性に富む学士力を形成するために、以下のように教育課程を編成し、実施する。

1. 『総合教育科目』においては、8分野で構成し、幅広い知識と豊かな教養を養う。
2. 『専門教育科目』においては、初等教育、保育・児童福祉の本質及び目的の理解を深める科目とともに、実践力を育成する科目を設け、子どもの理解と指導の専門性を高める。

3. 講義に加え、演習、実習等の授業方法を組み合わせるとともに、各授業科目の学修内容を有機的に関連させることにより、教育・保育の活動等に資する実践力を養う。
4. 初年次教育として、必修科目「初等教育学基礎演習」を置き、短期大学部での学修を円滑に進めるため、アカデミックスキルを育成する。
5. 1年次に、必修科目「教育原理」「発達心理学」を置き、初等教育学科での学修に必要な基礎的知識・技能を養う。
6. 2年次に、教育・保育に関する実践的な科目を置き、専門的知識・技能を養う。
7. 2年次に、必修科目「初等教育学総合研究」を置き、学修・研究することで、専門性を深める。
8. 2年次に、学外での実習等の体験的な活動を行うことにより、さらなる専門的知識・技能の統合を図り、実践力を養う。
9. 『免許・資格プログラム』においては、小学校教諭2種免許状、幼稚園教諭2種免許状、保育士、准学校心理士、児童厚生2級指導員、レクリエーション・インストラクター、秘書士等の免許・資格を取得する上で必要な科目を含む幅広い関連科目を置き、専門的知識・技能を活用して社会に貢献できる資質・能力を養う。
10. 『企業学習プログラム』においては、初等教育学と企業学習の接点を見出すことができる汎用的な科目及び秘書士に関する科目を置き、専門的知識・技能を活用して企業等で活躍できる資質・能力を養う。

初等教育学科 アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

初等教育学科は、ディプロマポリシーに定める人材を育成するため、修学意欲のある以下のような学生を求める。

1. 高等学校卒業相当の基礎学力を有する人。
2. 高等学校までの履修内容のうち、「国語」及び「英語」を通して、読む、書く、聞く、話すという基礎的な知識・技能を有する人。また、「保健体育」及び「芸術」を通して、教育・保育・表現文化等について学ぶための、基礎的な知識・技能を有する人。
3. ものごとを論理的に思考・判断し、自分の考えを文章や口頭で適切に表現することができる人。また、体育・芸術等の分野において心身ともに豊かに表現できる力を有する人。

4. 乳幼児期及び児童期に関心があり、教育・保育に関する諸問題を探究できる人。
5. 多様な人々と主体的に関わり、コミュニケーションを取りながら協働して学修に取り組む意欲のある人。
6. 人とかかわることが好きで、保育士、幼稚園・小学校の教員として、または教育・保育関連企業等において活躍しようとする明確な目的意識があり、その実現に向かってひたむきな努力を惜しまず、最後までやり遂げ、主体的に社会に貢献する意欲のある人。

専攻科の3つのポリシー

専攻科 ディプロマポリシー（修了認定の方針）

専攻科は、建学の精神及び教育目的に基づき、所定の期間在学し、以下の能力・態度を形成し、所定の単位数を修得した学修者に、修了証書を授与する。

1. 教育・保育、幼児の身体活動に関する専門的知識・技能を活用できる力を身につけている。
2. 教育・保育者としての責任感と倫理観をもち、教育・保育現場における援助及び指導法についての実践的能力を身につけている。
3. 教育・保育・福祉分野において、社会に積極的に貢献しようとする態度を備えている。

専攻科 カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

専攻科は、ディプロマポリシーに示す能力・態度を形成するために、以下のように教育課程を編成し、実施する。

1. 教育・保育・児童福祉に基づく子ども理解を深め、子どもの健やかな発達、社会的な課題やニーズに応えられる教育・保育の理論と実践に関する専門科目を編成する。
2. 教育・保育実務研修及びインターンシップとかかわる授業との往還によって、教育・保育のスペシャリストとして、実践力を育成することのできる科目群（保育・子育て支援、野外教育・表現教育、その他の関連科目）を設置する。
3. 認定ムーブメント教育・療法中級指導者、キャンプインストラクター、自然体験活動指導者（NEAL）の資格取得に必要な科目群を設置する。

専攻科 アドミッションポリシー（入学受入れの方針）

専攻科は、ディプロマポリシーに定める人材を育成するため、修学意欲のある以下のよう学生を求める。

1. 教育・保育及び幼児の身体活動に関わる分野に関心があり、積極的に学修に取り組む意欲のある人。
2. 教育・保育に必要な知識や技能を修得して、教育・保育現場における実践力を身

につけることを目指している人。

3. 教育・保育・福祉分野及び関連企業等において社会に貢献しようとする人。

短期大学部のアセスメントプラン

鎌倉女子大学短期大学部は、教育の質を保証するため、アセスメントプランに沿って、学修成果を点検・評価する。アセスメントプランの評価指標は、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに基づき、機関レベル（短期大学部全体）、教育課程レベル（学科）、授業科目レベル（科目ごと）の3段階で設定する。

1. 機関レベル（短期大学部全体）

短期大学部全体の学修成果を点検・評価し、評価結果は全学的な教育改革・改善、学生・学修支援の充実・改善に活用する。

2. 教育課程レベル（学科）

学科の教育課程全体を通じた学修成果を点検・評価し、評価結果は教育課程の充実・改善に活用する。

3. 授業科目レベル（科目ごと）

科目ごとの学修成果を点検・評価し、評価結果は授業科目の到達目標、授業計画の内容・方法等の充実・改善に活用する。

アセスメントプランの評価指標

	アドミッションポリシー	カリキュラムポリシー	ディプロマポリシー
	アドミッションポリシーを満たす人材が入学しているか	カリキュラムポリシーに沿った学修が進められているか	ディプロマポリシーに定める資質・能力を身につけたか
機関レベル (短期大学部全体)	・入試方法別の受験者・合格者・入学者状況	・学生の満足度（教育内容・カリキュラム） ・学生の学修に対する態度（授業への取り組み方） ・退学・除籍状況 ・休学・復学状況 ・進級・留年状況 ・学修時間状況 ・教員一人あたりの学生数 ・シラバス作成の手引（項目） ・授業改善アンケート結果	・学位取得状況 ・修業年限期間内の卒業状況 ・学生の満足度（教育内容・カリキュラム） ・進路状況（就職・進学）
教育課程 レベル (学科)	・入学者選抜状況（書類審査・面接・学力試験） ・入試方法別の受験者・合格者・入学者状況 ・入学前教育の取組状況	・単位取得状況 ・GPA の平均値・分布 ・学生の成長実感（学士力の形成状況） ・学生の満足度（教育内容・カリキュラム） ・学生の学修に対する態度（授業への取り組み方） ・退学・除籍状況 ・休学・復学状況 ・進級・留年状況 ・学修時間状況 ・免許資格の取得希望状況 ・教員一人あたりの学生数 ・科目ナンバー・カリキュラムチャート ・授業改善アンケート結果	・単位取得状況 ・学位取得状況 ・修業年限期間内の卒業状況 ・GPA の平均値・分布 ・学生の成長実感（学士力の形成状況） ・学生の満足度（教育内容・カリキュラム） ・進路状況（就職・進学） ・免許資格の取得状況 ・教員採用試験合格状況
授業科目 レベル (科目ごと)	・入学前教育の取組状況	・各科目の到達目標の達成状況 ・学士力の形成状況 ・成績評価（含否状況・平均点） ・出欠状況 ・シラバス記載内容 ・科目ナンバー・カリキュラムチャート ・授業改善アンケート結果	

短期大学部のキャリア教育ポリシー

鎌倉女子大学短期大学部は、建学の精神に基づき、以下のように教育活動全体を通じてキャリア教育を行う。

1. 「建学の精神に基づく特色ある教育」を通じて、豊かな教養と感性を育み、生涯にわたり自らのキャリアを主体的に形成していくことのできる女性を養成する。
2. 「深い教養を育む学士課程教育」を通じて、基礎的・汎用的能力をはじめとする学士力を形成し、社会の多様な場面に柔軟に対応できる、自立した社会人を養成する。
3. 「学科の専門教育」を通じて、健全な職業観や専門的な知識・技能を身につけ、専門分野での学びを生かして様々な職域において活躍できる、自立した職業人を養成する。

第 1 部

学籍及び履修

学 籍

学籍は入学手続きを完了後、入学を許可されたことにより発生し、セメスターごとの学費の納入によって継続していきます。学籍が与えられている期間が在籍期間となります。

学費未納の状態では、成績評価を受けることができません。

1 学籍番号

学生には入学と同時に学籍番号が与えられ、学生証が発行されます。学生証は、本学の学生であることを証明し、学内の定期試験や諸手続き等に必要になります。大切に扱い、常に携帯してください。学生証の紛失や盗難にあったときは、直ちに学生センターに届け出て、再発行の手続きをしてください。

【学籍番号は8桁です】

	入学年 コード (2桁)	学科 コード (3桁)	個人番号 コード (3桁)
初等教育学科	2 5	4 2 1	0 0 1 ~
専攻科初等教育専攻	2 5	4 4 2	0 0 1 ~

【略称】 学科・学年を略称を用いて表示することがあります。
略称を用いる場合「学科・学年」の順に表示します。

初等教育学科1年	→	初1
初等教育学科2年	→	初2
専攻科	→	専

2 進級要件

初等教育学科で2年生に進級するためには、進級要件確認時期（3月）に以下の進級要件を満たさなければなりません。進級要件を満たせない場合、次年度も引き続き1年生となり、次回の進級要件確認時期に改めて確認を行います。初等教育学科の修業年限は最大で4年間であるため、1年生を4回在学となる場合には退学勧告を行います。

初等教育学科2年生進級要件

- ・ 1学期分以上在学している
- ・ 25単位以上の単位数を修得している（認定単位数を含む）

3 卒業・修了と学位

初等教育学科2年生・専攻科1年生に対して、学内審査が行われます。学内審査は、教務委員会、学部長会議、教授会の順に行われます。単位修得状況を審査し、卒業要件・修了要件を満たしていると学長が判断した場合、卒業・修了が認定されます。また、初等教育学科を卒業した場合、学位が授与されます。

鎌倉女子大学短期大学部 Kamakura Women's University Junior College

初等教育学科 Department of Primary Education

学位：短期大学士（教育学） Associate of Education

専攻科初等教育専攻 Post-Graduate Course (Major in Primary Education)

4 休学・復学

病気やその他の理由などで2か月以上学業を継続できない場合は、保証人、クラスアドバイザーに相談し、休学願を教務部学務課に提出してください。休学期間は1年間又は半年間（セメスターごと）となります。

休学の事由が解消し復学を希望する場合は、その事由の解消を証明する書類を添付して復学願を教務部学務課に提出してください。復学の時期はセメスターの始めになります。

なお、休学期間は在学期間に算入されませんので注意してください。

休学時手続き

理由	提出書類	提出期限
病 気	・ 休学願 ・ 医師の診断書	保証人・クラスアドバイザーの了承後、速やかに提出
語学留学等	・ 休学願 ・ 留学計画書 ・ 留学を証明するもの	春セメスターから休学する場合 1月31日まで 秋セメスターから休学する場合 6月30日まで
その他	・ 休学願 ・ 事由を証明する書類	保証人・クラスアドバイザーの了承後、速やかに提出

復学时手続き

理由	提出書類	提出期限
病 気	・ 復学願 ・ 医師の診断書 ・ 本学校医の判断	春セメスターから復学する場合 3月1日まで 秋セメスターから復学する場合 9月1日まで
語学留学等	・ 復学願	
その他	・ 復学願	

5 留学

外国の大学又は短期大学に留学を希望する場合は、学生センターに問い合わせてください。

6 退学

退学を希望する場合は、保証人、クラスアドバイザーと相談し、慎重に判断してください。

退学願は、保証人連署・捺印のうえ、学生証・通学定期乗車券発行控とともに以下に定める期限までに教務部学務課に提出してください。退学の期日までは在籍となり、学費の納入が必要になります。

退学願提出期限

退学の時期	提出期限
春セメスターをもって退学する場合	9月30日まで
秋セメスターをもって退学する場合	3月31日まで

7 再入学

正当な理由により自主退学した場合、『再入学取扱規程』に基づき再入学を志望することができます。再入学をするためには、個別審査及び面接試験、必要に応じて実施される学力試験に合格しなければなりません。

8 除籍

学費を納めることを怠り督促を受けて未だ納めない者、在学年限を超えた者、休学上限期間を超えてなお就学できない者は除籍退学となります。

授業・単位

1 セメスター

授業は、学年を春と秋の2セメスターに分けて行い、原則としてセメスターごとに完結します。各セメスターのなかで集中的に履修し、学修効果を高めることを主旨としています。また、初等教育学科では卒業までの2年間は第1セメスターから第4セメスターに分けられます。

学期区分	期 間
春セメスター	4月～9月
秋セメスター	10月～3月 ※授業開始が9月になることがあります。

2 授業時間

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時	6 講時
8:40～10:10	10:20～11:50	12:40～14:10	14:20～15:50	16:00～17:30	17:40～19:10

3 時間割・シラバス

時間割は、『オリエンテーション資料』やポータルサイト等で発表されます。

シラバスは、ポータルサイトで公開されます。授業の内容、成績評価方法、教科書、準備学習等が記載されているので、よく確認して授業に臨んでください。

4 休講・補講・緊急時における休校

短期大学部又は授業科目担当者にやむをえない事情が発生したとき、授業を休講にすることがあります。休講が発生した場合は、必ず補講が行われます。休講・補講の連絡はポータルサイトで行います。

なお、休講の連絡がなく授業開始時間から30分を経過しても授業科目担当者が出講しない場合は、教務部教務課に問い合わせてください。

また、災害等緊急時における危機管理を目的として休校措置をとることがあります。詳しくは『学生生活の手引』の該当箇所を参照してください。

5 授業科目

初等教育学科の授業科目は総合教育科目及び専門教育科目に分かれます。

区 分	科 目 内 容
総合教育科目	「建学の精神」「精神と文化」「社会と産業」「生命と自然」「生活と技術」「健康とスポーツ」「情報科学」「外国語」の8分野で構成
専門教育科目	学科のカリキュラムポリシーにそった授業科目で構成

授業科目は必修科目、選択科目と自由科目にも分かれます。

区 分	履 修
必修科目	卒業に不可欠な科目で、必ず単位を修得しなければならない科目
選択科目	設置されている科目のなかから、必要に応じて選択し単位を修得する科目
自由科目	自由科目として学科に設置された科目及びカリキュラム上にない科目

【注意】・卒業に必要な科目と免許・資格取得に必要な科目は異なります。

・自由科目は卒業要件単位数に算入されません。

6 単位

単位とは、学修の量を示す基準であり、授業の方法・教育効果・授業時間外に必要な学習を考慮して以下の授業時間数で単位を計算します。本学では、原則として90分の授業時間を2時間に換算しています。

単位は、試験に合格することで修得できます。

授 業 形 態	授 業 時 間 数
講義・演習	授業時間 15 時間から 30 時間をもって 1 単位とする。
実験・実習・実技	授業時間 30 時間から 45 時間をもって 1 単位とする。

1 単位の学修量

1 単位を修得するためには 45 時間の学修量が必要とされています。

1 単位の学修量を満たすためには次の通りの学修が必要です。

1 時間（予習）＋ 1 時間（授業）＋ 1 時間（復習）＝ 3 時間（1 週）

3 時間 × 15 週 ＝ 45 時間

本学の講義・演習科目（2 単位）にあてはめると、1 コマ（90 分）を 2 時間として計算すると週 1 回の授業に対して、予習 2 時間・復習 2 時間が必要になります。

履 修

1 履修登録

履修とは、受講する授業科目を選択・登録し、授業の学修を経て単位を修得することです。受講する授業科目を登録することを履修登録といいます。登録を怠った授業科目は受講できず、単位の修得もできません。履修登録は学生本人の責任において行うものであり、履修登録期間後は履修登録の変更はできません。

(1) 履修上の原則

- ①所属する学科・学年・クラスの授業科目を履修します。
 - ②同じ曜日の同じ講時に複数の授業科目を同時に履修することはできません。
 - ③上位学年の授業科目を履修することはできません。
 - ④単位修得した授業科目は履修できません。
 - ⑤履修者数5名未満の授業科目は開講取り止めとなることがあります。
- 【注意】履修上の原則に反する履修登録を行った場合、履修登録を取り消します。

2 成績

授業計画は、学生が毎回授業に出席することを前提に作られています。欠席が多くなると、授業科目担当者により成績評価要件不足と判断されます。成績評価要件を得るためには授業回数の2/3回以上の出席が必要となります。履修登録以前の授業も授業回数に含まれます。

次のいずれかに該当する場合は、成績評価の対象にはなりません。

- ①学費未納の場合
- ②履修登録をしていない場合
- ③成績評価要件不足とされた場合

(1) 成績評価

成績は以下の通りです。合格した授業科目は、所定の単位が授与されます。なお、「成績証明書」等には、評価のみが記載されます。

合否	評価	評点	評価の基準	Grade Point
合格	S	100 ～ 90 点	到達目標を十分に達成できている 非常に優れた成績	4
	A	89 ～ 80 点	到達目標を十分に達成できている 優れた成績	3
	B	79 ～ 70 点	到達目標を達成できている成績	2
	C	69 ～ 60 点	到達目標を最低限達成できている 成績	1
	合	合格	段階なし	GPA に算入しない
	認	合格	段階なし	GPA に算入しない
不合格	F	59 点以下	到達目標を達成できていない成績	0
	E	成績評価なし	評価なし	0
	否	不合格	評価なし	GPA に算入しない

GPA（成績平均値）

成績評価には、GPA 制度を取り入れています。

GPA（Grade Point Average）は、成績を 5 段階で評価し、獲得ポイントの合計を履修登録した単位数の合計で割った 1 単位あたりの成績の平均値です。

GPA の算出式

$$GPA = \frac{(\text{履修登録した授業科目の Grade Point} \times \text{単位数}) \text{ の合計}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の合計}}$$

【注意】履修登録した授業科目には、不合格科目（F・E 評価）を含む。

GPA が 2.0 未満の場合、注意・指導をすることがあります。

（2）学修状況

履修登録した科目の成績、修得単位数、GPA は、ポータルサイトで確認できます。

3 企業等インターンシップ

社会・経済・教育・技術など、あらゆるものが大きく変革していく時代において、産業界からは自主性と創造性のある人材の育成が求められており、かつ、学生の職業意識を高める観点から産学連携による教育の一環としてインターンシップが推進されています。本学においても、学生が幅広く就業体験ができるようにインターンシップの内容を充実させています。

【担当部署 教務部免許・資格指導課】

① 事前準備

インターンシップの主役はあくまで学生自身です。受け入れ企業・官庁等により業種も職種も異なりますので、まず学生自身が目的意識を明確にして臨んでください。

具体的な受け入れ先や注意事項に関しては、第1セメスター4月にオリエンテーションを実施します。なお、受け入れ先からの要望により事前に研修を行うこともあります。

② 実施の時期

原則として第1セメスター夏休み期間中の休業期間を利用して、2週間を予定しています。但し、勤務時間や休日等は受け入れ先の就業規則によります。

③ 参加の申請

企業等インターンシップについての説明会を開催しますので、希望者は必ず出席してください。説明会終了後、参加希望者は企業等インターンシップ参加申込書に必要事項を記入のうえ、指定された期間内に提出してください。

④ 研修記録

所定の研修日誌に記入し、学内担当教員に提出してください。研修終了後には報告会（第2セメスター実施予定）において学習成果等の報告をします。

⑤ 参加費

参加費として10,000円が必要になります（昨年度参考）。

4 教職等インターンシップ

学生が希望する進路に応じて、大学が指定した小学校、中学校、放課後児童クラブ、教育行政機関・博物館等において、就業体験をするものです。自己の進路の適性を見極めるとともに、職業意識の向上と学修意欲の喚起を目的としています。

【担当部署 教職センター】

① 授業科目

教職等インターンシップ①（2単位）

② 単位の授与

次の内容を総合評価し、合格と判定されれば、単位が授与されます。

- ・教職等インターンシップ参加説明会の出席
- ・計画書や報告書、活動日誌等の提出状況
- ・所定時間以上の就業体験
- ・大学の指導担当教員による事前・事後指導
- ・受入先からの総合評価
- ・教職等インターンシップ報告会の出席及び報告

③ 参加の申請

教職等インターンシップについての説明会を開催しますので、希望者は必ず出席してください。説明会終了後、参加希望者は教職等インターンシップ参加申込書に必要事項を記入のうえ、指定された期間内に教職センターに提出してください。

④ 参加費

参加費として 10,000 円が必要になります（昨年度参考）。

5 サービスラーニング

サービスラーニングとは教育活動の一環として、一定期間、地域のニーズ等を踏まえた社会奉仕活動を体験することによって、それまで専門的な知識として学んできたことを実際のサービス体験に活かし、また実際のサービス体験から自己の学問的取組や進路について新たな視野を得る教育プログラムです。

サービスラーニングに該当する社会奉仕活動に対して単位を授与します。具体的には、就職センターが取り扱っているインターンシップや学生センターが取り扱っている社会奉仕活動等で、一定時間を超える活動が対象となります。

社会奉仕活動がサービスラーニングに該当するかどうかの判断は所属学科が行います。活動時間の確認に加え、社会奉仕活動に関する報告書、将来の職業や自らの社会的役割の意識などテーマに応じたレポートが課される場合もあります。

履修方法については、通常の授業科目とは異なりますので、『オリエンテーション資料』を参照し、学科の指導に従ってください。

6 SAE (Study Abroad Experience) －海外研修－

SAE (海外研修) として、海外の語学研修プログラム及び本学生涯学習センターが主催する地域研究プログラム等があります。

なお、各プログラムの内容及び催行については、年度によって調整される場合があります。募集にあたっては説明会が実施されますので、希望者は参加してください。

【担当部署 教務部教務課】

各 SAE の概要 (予定)

①「SAE ① (語学研修)」【初等教育学科】

「SAE」【専攻科】

主な内容：本学学生のためにプログラムされた語学研修用の教育メニューが用意されている。併せて、現地の文化や自然などの理解を深める活動も準備されている。

近年の研修先実績：ビクトリア大学 (カナダ / プリティッシュ・コロンビア州ビクトリア)

実施時期：8月中旬から9月上旬

実施期間：2週間程度

②「SAE ④ (地域研究)」【初等教育学科のみ】

主な内容：音楽や伝統文化、食文化などのレクチャーを行う。

研 修 先：イタリアなど

実施時期：3月

実施期間：10日間程度

主 催：鎌倉女子大学生涯学習センター

※実施時期の関係から、卒業年次は単位授与対象外。

7 既修得単位認定【初等教育学科のみ】

入学前に、大学、短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものと認めることがあります。

申請希望者は、ポータルサイトを確認してください。申請の機会は入学時の所定期間のみとなります。

なお、単位認定された授業科目は履修することはできません。

① 認定単位数

区 分		他大学等での履修		高大連携による履修	
		認定	上限単位数	認定	上限単位数
総合教育科目	建学の精神	個別	包括 2 卒業要件 単位数	個別	8
	精神と文化	個別・包括			
	社会と産業	個別・包括			
	生命と自然	個別・包括			
	生活と技術	個別・包括			
	健康とスポーツ	個別・包括			
	情報科学	個別・包括			
	外国語	個別・包括	包括 4		
専門教育科目		個別	30－ (総合教育科目) 認定単位数		
合計			30		8

② 申請方法

既修得単位認定の申請に際しては、所属学科の教務担当教員と確認・相談のうえ、所定の期間に教務部学務課に申請してください。

申請書類 既修得単位認定申請書（本学指定）

添付書類 成績証明書

申請科目のシラバス（写し）

教員免許状の取得を希望する場合は、学力に関する証明書が必要になります。

8 免許・資格プログラム

(1) 取得可能な免許・資格

免許・資格の種類	初等教育学科	専攻科	課程履修費（円）
小学校教諭二種免許状	○		20,000
幼稚園教諭二種免許状	○		20,000
保育士	○		20,000
准学校心理士	○		20,000
児童厚生二級指導員	○		20,000
レクリエーション・インストラクター	○		20,000
秘書士	○		20,000
認定ムーブメント教育・療法中級指導者		○	20,000
キャンプインストラクター		○	20,000
自然体験活動指導者		○	20,000

(2) 課程履修登録

免許・資格を取得するためには、初等教育学科の学生は1年次秋セメスターまたは2年次春セメスター、専攻科の学生は春セメスターの指定された期間に希望する免許・資格課程の申請が必要です。

〔注意点〕

- ① 免許・資格の取得数や組合せについては、所属学科の指導に従ってください。
- ② 指定された期間外の追加申請はできません。
- ③ 登録していない免許・資格の取得はできません。
- ④ 申請した免許・資格に対し、課程履修費の納入が必要です。
- ⑤ 申請の取り消しをする場合は、ポータルサイトで手続きをしてください。

課程履修登録の確認

申請・登録した免許・資格課程は、ポータルサイトで確認してください。

(3) 課程履修費

課程履修申請を行った免許・資格に対し、課程履修費の納入が必要となります。課程履修費は申請した免許・資格1種類につき20,000円です。初等教育学科の学生は1年次秋 semester または2年次春 semester、専攻科の学生は春 semester の指定期間に納入してください。納入方法は別途ポータルサイトで連絡します。

なお、課程履修費納入後は、課程履修登録の取り消し、成績不振や修得単位不足による免許・資格取得要件不足等、いかなる理由があっても返金はいたしません。

指定期間に課程履修費の納入がなされなかった場合、課程履修申請を取り消します。

9 企業学習プログラム【初等教育学科のみ】

初等教育学科には企業学習プログラムが設定されています。本プログラムは、企業・官公庁・NPO・公共団体などのビジネス界で活躍できる人材育成を目的とした履修モデルです。

① プログラムの内容

企業に関する知識、ビジネスで求められる技術等の修得を内容としたカリキュラムです。

総合教育科目は「社会と産業」・「生活と技術」を中心に、専門教育科目は学科の特性に応じた企業等への就職に必要とされ、学修が望まれる授業により構成しています。カリキュラム一覧で、企業学習プログラムに設定されている授業科目を確認してください。

なかでも「企業等インターンシップ」は、職業意識を養成し、適職選択のための自己理解・職業理解を深めるうえで極めて有効です。

※ P.30 3 企業等インターンシップ 参照

② 履修証明書

企業学習プログラムの課程履修登録を行い（1年次春 Semester～2年次春 Semester）、対象の授業科目を15単位以上履修した場合にはプログラム履修修了が認定されます。プログラム修了の認否は、卒業決定と同時期に通知します。プログラム修了者には「履修証明書」を発行します。

10 データサイエンス・AI 学修プログラム【初等教育学科のみ】

社会における課題は多様化・複雑化が進み、従来の専門分野の枠を超えた「文理複眼」的な思考ができる人材が求められています。こうした文理複眼的な思考の土台となるデータサイエンスと AI（人工知能）は、今後のデジタル社会の“読み・書き・そろばん”であり、すべての大学生が基礎知識として身につけるべき分野です。

本プログラムは、データサイエンスと AI に対する関心を高め、これらを活用した課題解決能力を修得するための履修モデルを提供します。

① プログラムの内容

データサイエンスと AI への関心を高め、適切に理解し活用する基礎的な能力を修得するための「リテラシーレベル」の履修モデルを提供します。

対象となる授業科目は、プログラムのウェブページに掲載しています。

② 修了証

プログラムの課程履修登録を 1 年次春 semester から 2 年次春 semester の指定された期間に行い、対象の授業科目を履修した場合は「修了証」を発行します。

発行の時期や方法などの詳細は、プログラムのウェブページを参照してください。



データサイエンス・AI 学修プログラム
https://www.kamakura-u.ac.jp/campus_life/dsai/

定期試験

セメスターごとに一定の期間を設け、定期試験を実施します。各授業科目の定期試験の有無や実施方法は、授業科目担当者が決定します。

定期試験の有無等の詳細については別途連絡しますので、ポータルサイト等を確認してください。

1 受験資格

次のいずれかに該当する場合は、定期試験を受けることができません。

- ①学費未納の場合
- ②履修登録をしていない場合
- ③学生証を携帯していない場合

P.41 2 定期試験受験上の注意 ※仮受験証の発行 参照

- ④成績評価要件不足とされた場合

p.28 2 成績 参照

上記のいずれかに該当するにもかかわらず受験した場合、受験は無効となります。

2 定期試験受験上の注意

定期試験を受験する際は、次の事項を守ってください。

- ①試験では試験監督者の指示に従ってください。
- ②学生証を机上に呈示してください。

学生証を携帯していない者の受験は認めません。この場合、試験開始前に教務部教務課で仮受験証の発行を受けてください。

- ③試験場内で使用できるのは、筆記用具、持込み許可物のみです。

それ以外の物は、カバンの中にしまってください。

- ④携帯電話は電源を切ってください。時計としての使用も禁止します。

また、ウェアラブル端末や、辞書や計算の機能がある時計などは使用できません。

- ⑤試験開始後は、私語、物品の貸借は禁止します。

- ⑥試験時間に遅れた場合は、試験開始後 15 分以内に限り入室を認めます。

- ⑦試験場からの退出は、試験監督者の指示により（原則として試験開始 20 分

経過後) 認めますが、再度の入室はできません。

⑧不正行為と判断された場合は、当該セメスター全科目が不合格となります。

※仮受験証の発行

学生証を携帯していない者に対し、試験受験のために仮受験証を発行します。試験開始前に教務部教務課で手続きをしてください。発行日の当該科目受験に限り有効です。手続きの際には、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）が必要です。

3 定期試験欠席

正当な理由により定期試験を欠席した場合、所定の期間内に追試験の受験を願い出ることができます。

追試験受験が認められるのは、次の各号に定める場合に限られます。また、欠席理由が正当と認められない場合、追試験の機会は与えられません。

- ① 父母・配偶者・祖父母・兄弟姉妹及び三親等内の親族の忌引による場合（会葬礼状等の提出が必要）
- ② 疾病による場合（医師の診断書の提出が必要）

第 2 部

教育課程

初等教育学科

1 2年間の履修指針

1 年次

初等教育学科では、入学直後に将来の進路を定めます。それに従い、1 年次には、初年次教育「初等教育学基礎演習」（短大生ピアツア）をはじめとして、教育者や保育者などにとって基礎となる重要な科目を学びます。

また、本学ならではの「建学の精神」「建学の精神実践講座」などの総合教育科目によって、専門教育のみならず一般教養を深めることも重視しています。

複数の免許・資格を取得しようとする、2 年間で履修する科目も多くなります。質の高い人材が求められている現在、自分の将来をよく考え、取得しようとする免許・資格を厳選し、余裕を持った時間割を立てて、専門分野を深く掘り下げる取り組みが必要です。

2 年次

2 年次には、1 年次で培った基礎力をもとに、実践力をつけるための演習科目が配当されています。免許・資格を取得するためには実習が課せられますが、実習においてはさらにこの実践力の向上を目指します。

実習では、教育・保育現場に身をおく責任と自覚、高い倫理性をもち、学修で培った知識や技術を活用するとともに、謙虚に学ぶ姿勢が求められます。同時に、実習で得た経験を、平常授業と関連させて学ぶことが重要です。

秋セメスターには、「保育・教職実践演習」を通じて、実習に関する学びを振り返ると共に、教育者や保育者になる使命感や自覚、技術を高めます。そして、実習報告会を通して実習の学びの締めくくりをします。

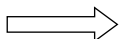
また、「初等教育学総合研究」（カレッジ・ゼミ）では、クラスの枠を超えて、主体的な学びを通して得意分野の能力を伸ばし、より質の高い専門性を身につけることを目指します。

2 科目ナンバー

科目ナンバーとは、教育課程全体としての到達点に達するための仕組みです。授業科目に特定の記号や数字を付し分類することで、教育課程の体系、学修の段階や順序を表し、授業科目間の関連や授業科目内容の学修段階を示しています。

科目ナンバーの見方

例) PEA100



①学科コード	②領域コード	③水準コード
PE	A	100

① 学科コード 初等教育（Primary Education）学科は、“PE”です。

② 領域コード

領域コードでは学問領域を表します。

1つの科目で複数の学問領域にわたる場合、2文字になります。

領域コード	学問領域
A	総合教育科目
B	教育
C	保育
D	児童厚生
E	秘書
F	レクリエーション
G	学科共通科目

③ 水準コード

水準コードは学修段階を表します。

総合教育科目については、1年次に配当がある科目については100番台、2年次配当は200番台としています。総合教育科目の各分野を十の位で区分し、番号を振っています。

水準コード	学修段階
100～199	入門レベル（1年）
200～299	短期大学士課程修了レベル

3 カリキュラムチャート

初等教育学科(学科コード:PE)

教 育	B101	教職概論(同和教育を含む)	B201	教育制度
	B102	国語	B202	理科
	B103	社会	B203	音楽②
	B104	算数	B204	家庭
	B105	生活	B205	社会科教育法
	B106	音楽①	B206	理科教育法
	B107	図画工作	B207	家庭科教育法
	B108	体育	B208	体育科教育法
	B109	カリキュラム論Ⅱ	B209	教育方法・技術(情報通信技術の活用を含む)
	B110	国語科教育法	B210	教育方法・技術演習
	B111	算数科教育法	B211	道徳教育の理論と方法
	B112	生活科教育法	B212	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法
	B113	音楽科教育法	B213	教育相談
	B114	図画工作科教育法	B214	幼児指導
	B115	児童指導	B215	教育実習
	B116	教育実習指導	B216	小学校英語
			B217	小学校英語教育法

教育・保育	BC101	教育原理	BC201	教育心理学
	BC102	発達心理学	BC206	保育内容総論
	BC105	特別支援教育	BC207	子どもと健康
	BC111	カリキュラム論Ⅰ	BC208	子どもと人間関係
	BC113	保育内容演習健康	BC209	子どもと環境
	BC114	保育内容演習人間関係	BC210	子どもと言葉
	BC115	保育内容演習環境	BC211	子どもと表現
	BC116	保育内容演習言葉	BC219	保育・教職実践演習(幼・小)
	BC117	保育内容演習表現		
	BC118	児童文化		

保 育	C101	子ども家庭支援論	C202	子どもの理解と援助
	C102	社会的養護	C203	臨床心理学
	C103	保育原理	C204	ムーブメント療法
	C104	保育者論	C205	リトミック
	C105	子ども家庭福祉	C207	子ども家庭支援の心理学
	C106	社会福祉	C209	乳児保育演習
	C107	子どもの保健	C210	社会的養護演習
	C108	子どもの食と栄養	C211	子育て支援
	C109	子どもの健康と安全	C212	障害児保育
	C110	乳児保育	C213	保育実習指導Ⅰ(原住型施設等)
	C111	保育実習指導Ⅰ(保育所)	C214	保育実習指導Ⅱ(保育所)
	C112	保育実習指導Ⅲ(児童厚生施設等)	C215	保育実習Ⅰ(居住型施設等)
	C120	保育実習Ⅰ(保育所)	C216	保育実習Ⅱ(保育所)
	C121	保育実習Ⅲ(児童厚生施設等)		

児童厚生	D101	児童館・放課後児童クラブの機能と運営	D201	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法①
------	------	--------------------	------	------------------------

秘 書			E201	秘書学概論
			E202	秘書実務

レクリエーション	F101	レクリエーション理論	F201	レクリエーション実技①
			F202	レクリエーション実技②
			F203	レクリエーション実習(学外)

学科共通	G101	初等教育学基礎演習①	G201	初等教育学総合研究①
	G102	初等教育学基礎演習②	G202	初等教育学総合研究②
	G103	SAE①(語学研修)		
	G104	SAE②(語学研修)		
	G105	SAE③(語学研修)		
	G106	SAE④(地域研究)		
	G107	サービスマーケティング①		
	G108	教職等インターンシップ①		

4 卒業要件単位数とカリキュラム

●卒業要件単位数●

区 分		必修 ^{※ 1}	選択	計	卒業に必要な 単位数
総合教育科目	建学の精神	3	0	14	62
	精神と文化	2	1		
	社会と産業				
	生命と自然				
	生活と技術				
	健康とスポーツ	2			
	情報科学	2			
	外国語	4 ^{※ 2}			
専門教育科目		8	40	48	

※1 選択必修科目の単位数を含む。

※2 総合教育科目の外国語分野4単位のうち、2単位は「英語①」「英語②」「英語コミュニケーション①」「英語コミュニケーション②」から履修しなければならない。外国語分野4単位すべてにおいて、これらの英語の科目を履修してもよい。

●カリキュラム一覧●

凡例：◎免許・資格プログラムの必修科目

○免許・資格プログラムと企業学習プログラムの選択科目

区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム							企業 学習 プログラム	備考
				必修	選択	自由	幼稚園	小学校	保育士	准 学 校 心 理 士	児 童 福 生 員	ス シ レ ヨ ン ク リ エ イ ン ト ラ フ ク リ エ イ ン	秘書士		
総合教育科目	建学の精神	1	PEA101 建学の精神	1											
		1	PEA102 建学の精神実践講座①	1											
		2	PEA201 建学の精神実践講座②	1											
	精神と文化	1	PEA111 女性と文化		2										
		1	PEA112 哲学		2										
		1	PEA113 人間と倫理		2				※1					○	
		1	PEA114 心理学		2									○	
		1	PEA115 日本人の心		2										
		2	PEA211 鎌倉の歴史・文化		2										
		1	PEA116 書道	2				◎	○						
	社会と産業	1	PEA121 日本国憲法		2		◎	◎							
		2	PEA221 生活と法律		2								○	○	2単位 以上 履修
		2	PEA222 国際関係		2								○	○	
		2	PEA223 経済のしくみ		2								○	○	
		2	PEA224 企業の知識		2								○	○	
		1	PEA122 企業等インターンシップ		2								○	○	
	生命と自然 生活と技術	1	PEA131 生物学の基礎		2				※1						
		2	PEA231 生活と環境		2								○	○	
		2	PEA241 数と統計		2								○	○	
		2	PEA242 日本語表現		2								◎	○	
		2	PEA243 キャリアデザイン		2								○	○	
		2	PEA251 女性と健康		2										
	健康とスポーツ	1	PEA151 健康・スポーツ科学		2		◎	◎	◎					○	2単位 以上 履修
		1	PEA152 食と健康		2									○	
		1	PEA153 スポーツ実技		1		選択 必修	選択 必修	選択 必修						
		1,2	PEA154 スポーツ実技（水泳）		1										
	情報科学	1	PEA161 情報リテラシー		2		◎	◎					○		2単位 以上 履修
		1	PEA162 プレゼンテーション		1								○		
		2	PEA261 プログラミング		1								○	○	
	外国語	1	PEA171 英語①		2		2単位 以上 履修								2単位 以上 履修
		2	PEA271 英語②		2										
		1	PEA172 英語コミュニケーション①		2									○	4単位 以上 履修
		2	PEA272 英語コミュニケーション②		2										
		1	PEA173 ドイツ語①		2										
		1	PEA174 フランス語①		2										

区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム							備考	
				必修	選択	自由	幼稚園	小学校	保育士	准 学校 心理士	児 童 厚生員	ス シ ョ ン コ リ ア シ エ ン	秘 書 士		企 業 学 習 プ ロ グ ラ ム
専門教育科目	1	PEB102	国語		2			2 単 位 以 上 選 択 必 修	○					○	
	1	PEB103	社会		2										
	1	PEB104	算数		2										
	2	PEB202	理科		2										
	1	PEB105	生活		2										
	1	PEB106	音楽①		2		○		○						
	2	PEB203	音楽②		2				○						
	1	PEB107	図画工作		2		○		○						
	2	PEB204	家庭		2										
	1	PEB108	体育		2		○		○						
	2	PEB216	小学校英語		2										
	1	PEG101	初等教育学基礎演習①	1											
	1	PEG102	初等教育学基礎演習②	1											
	2	PEG201	初等教育学総合研究①	1											
	2	PEG202	初等教育学総合研究②	1											
	1	PEC106	社会福祉		2					○					
	2	PEC207	子ども家庭支援の心理学		2					○					
	1	PEC105	子ども家庭福祉		2					○					
	1	PEC103	保育原理		2					○					
	1	PEBC207	子どもと健康		1		○			○					
	1	PEBC208	子どもと人間関係		1		○			○					
	1	PEBC209	子どもと環境		1		○			○					
	1	PEBC210	子どもと言葉		1		○			○					
	1	PEBC211	子どもと表現		1		○			○					
	1	PEC102	社会的養護		2					○					
	1	PEC104	保育者論		2					○					
	2	PEC203	臨床心理学		2					○				○	
	1	PEC107	子どもの保健		2					○					
	2	PEC109	子どもの健康と安全		1					○					
	1	PEC108	子どもの食と栄養		2					○					
	2	PEC101	子ども家庭支援論		2					○				○	
	1	PEC110	乳児保育		2					○					
	1	PEC209	乳児保育演習		1					○					
	2	PEC210	社会的養護演習		1					○					
	2	PEC211	子育て支援		1					○					
	2	PEC212	障害児保育		2					○	○				
	1	PEC111	保育実習指導Ⅰ（保育所）		1					○					事前・事後指導
	2	PEC213	保育実習指導Ⅰ（居住型施設等）		1					○					事前・事後指導
	2	PEC214	保育実習指導Ⅱ（保育所）		1					選択					※2 事前・事後指導
	2	PEC112	保育実習指導Ⅲ（児童厚生施設等）		1					必修		○			※2 事前・事後指導
	1	PEC120	保育実習Ⅰ（保育所）		2					○					
	2	PEC215	保育実習Ⅰ（居住型施設等）		2					○					
	2	PEC216	保育実習Ⅱ（保育所）		2					選択					※2
	2	PEC121	保育実習Ⅲ（児童厚生施設等）		2					必修		○			※2
	2	PEC205	リトミック		2					○					
	1	PEF101	レクリエーション理論		2								○		
	2	PEF201	レクリエーション実技①		1								○		1コマ
	2	PEF202	レクリエーション実技②		1								○		1コマ
	2	PEF203	レクリエーション実習（学外）		1								○		
	1	PED101	児童館・放課後児童クラブの機能と運営		2								○		
	2	PED201	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法①		2								○		

区分	配当 年次	科目 ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム							企業 学修 プログラム	備考
				必修	選択	自由	幼稚園	小学校	保育士	准 学校 心理士	児 童 厚生 員	ス シ ョ ン ・ ク リ ー ン	秘 書 士		
専門 教育 科目	2	PEC204	ムーブメント療法	2					○						
	2	PEE201	秘書学概論	2									○	○	
	2	PEE202	秘書実務	2									○	○	
	1	PEB101	教職概論（同和教育を含む）	2			○	○							
	1	PEBC101	教育原理	2			○	○	○						
	2	PEBC201	教育心理学	2			○	○	○	○					
	1	PEBC102	発達心理学	2			○	○	○	○					
	2	PEC202	子どもの理解と援助	1					○						
	2	PEB202	教育制度	2			○	○							
	2	PEBC105	特別支援教育	1			○	○		○					
	1	PEBC111	カリキュラム論Ⅰ	2			○		○						
	1	PEB109	カリキュラム論Ⅱ	2				○							
	1	PEB110	国語科教育法	2				○							
	2	PEB205	社会科教育法	2				○							
	1	PEB111	算数科教育法	2				○							
	2	PEB206	理科教育法	2				○							
	1	PEB112	生活科教育法	2				○							
	1	PEB113	音楽科教育法	2				○							
	1	PEB114	図画工作科教育法	2				○							
	2	PEB207	家庭科教育法	2				○							
	2	PEB208	体育科教育法	2				○							
	2	PEB217	小学校英語教育法	2				○							
	2	PEB211	道德教育の理論と方法	2				○							
	2	PEB212	特別活動及び総合的な学習 の時間の指導法	2				○							
	2	PEBC206	保育内容総論	2			○		○						
	1	PEBC113	保育内容演習健康	2			○		○						
	1	PEBC114	保育内容演習人間関係	2			○		○						
	1	PEBC115	保育内容演習環境	2			○		○						
	1	PEBC116	保育内容演習言葉	2			○		○						
	1	PEBC117	保育内容演習表現	2			○		○						
	1	PEBC118	児童文化	2			○		○						
	2	PEB209	教育方法・技術（情報通信技術の活用を含む）	2			○	○							
	2	PEB210	教育方法・技術演習	2			○	○							
	1	PEB115	児童指導	2				○							
	2	PEB214	幼児指導	2			○								
	2	PEB213	教育相談	2			○	○		○					
	1	PEB116	教育実習指導	1			○	○							事前・事後指導
	2	PEB215	教育実習	4			○	○							
	2	PEBC219	保育・教職実践演習（幼・小）	2			○	○	○						
	1,2	PEG108	教職等インターンシップ①	2			○	○							
	1,2	PEG107	サービスマニエール①	2									○		
	1,2	PEG103	SAE①（語学研修）			1									
	1,2	PEG104	SAE②（語学研修）			2									
	1,2	PEG105	SAE③（語学研修）			4									
	1,2	PEG106	SAE④（地域研究）			1									

※1 「健康・スポーツ科学」及び「スポーツ実技」又は「スポーツ実技（水泳）」を含め8単位以上履修する。

※2 保育士資格のみの取得希望者は「保育実習Ⅱ（保育所）」「保育実習指導Ⅱ（保育所）」を、保育士資格及び児童厚生員資格取得希望者は「保育実習Ⅲ（児童厚生施設等）」「保育実習指導Ⅲ（児童厚生施設等）」を履修する。

5 免許・資格

(1) 教員免許状

教員免許状取得のために必要な履修科目は、「教育職員免許法施行規則の第66条の6に定める科目」及び「教科及び教職に関する科目」の2つの領域からなっています。

教科及び教職に関する科目は、以下の科目によって構成されています。

【幼稚園】

教科及び 教職に関 する科目	第2欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目
	第3欄	教育の基礎的理解に関する科目
	第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
	第5欄	教育実践に関する科目
	第6欄	大学が独自に設定する科目

【小学校】

教科及び 教職に関 する科目	第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目
	第3欄	教育の基礎的理解に関する科目
	第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
	第5欄	教育実践に関する科目
	第6欄	大学が独自に設定する科目

介護等の体験

小学校教諭の免許状を取得する場合には、教育実習のほかに、特別支援学校及び社会福祉施設において、最低7日間の介護等の体験が必要となります。

① 教育職員免許法施行規則の第66条の6に定める科目(幼稚園教諭・小学校教諭共通)

教育職員免許法施行規則の 第66条の6に定める科目	法定 単位数	本学における授業科目			
		授業科目名	必修	選択	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	健康・スポーツ科学	2		選択必修
		スポーツ実技		1	
		スポーツ実技(水泳)		1	
外国語 コミュニケーション	2	英語①		2	2単位以上 履修
		英語②		2	
		英語コミュニケーション①		2	
		英語コミュニケーション②		2	
		ドイツ語①		2	
		フランス語①		2	
数理、データ活用及び人工知能 に関する科目又は情報機器の操 作	2	情報リテラシー	2		

② 幼稚園教諭二種免許状

法定単位数	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
幼稚園教諭	12	6	4	7	2 [*]

※第6欄の単位数には、第2欄から第5欄までの法定単位数を超えて履修した単位数を含めることができる。

第1欄	教科及び教職に関する科目			法定単位数	本学における授業科目		
第2欄					授業科目名	必修	選択
第2欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	12	子どもと健康	1	
			人間関係		子どもと人間関係	1	
			環境		子どもと環境	1	
			言葉		子どもと言葉	1	
			表現		子どもと表現	1	
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			保育内容総論	2	
					保育内容演習健康	2	
					保育内容演習人間関係	2	
					保育内容演習環境	2	
					保育内容演習言葉	2	
					保育内容演習表現	2	
					児童文化		2
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理	2		
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論（同和教育を含む）	2		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度	2		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学	2		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育心理学		2	
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		特別支援教育	1		
				カリキュラム論Ⅰ	2		
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	教育方法・技術（情報通信技術の活用を含む）	2		
		幼児理解の理論及び方法		教育方法・技術演習		2	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		幼児指導	2		
				教育相談	2		
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習指導	1		
		教職実践演習	2	教育実習	4		
第6欄	大学が独自に設定する科目		2	保育・教職実践演習（幼・小）	2		
				音楽①		2	
				図画工作		2	
				体育		2	
				教職等インターンシップ①		2	

③ 小学校教諭二種免許状

法定単位数	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
小学校教諭	16	6	6	7	2*

※第6欄の単位数には、第2欄から第5欄までの法定単位数を超えて履修した単位数を含めることができる。

第1欄	教科及び教職に関する科目			法定単位数	本学における授業科目			
					授業科目名	必修	選択	備考
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語(書写を含む。)	16	書道	2		2単位以上選択必修
			社会		国語		2	
			算数		社会		2	
			理科		算数		2	
			生活		理科		2	
			音楽		生活		2	
			図画工作		音楽①		2	
			家庭		音楽②		2	
			体育		図画工作		2	
			外国語		家庭		2	
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	国語(書写を含む。)		体育		2	合計16単位以上
			社会		小学校英語		2	
			算数		国語科教育法	2		
			理科		社会科教育法		2	
			生活		算数科教育法	2		
			音楽		理科科教育法		2	
			図画工作		生活科教育法	2		
			家庭		音楽科教育法	2		
			体育		図画工作科教育法	2		
			外国語		家庭科教育法		2	
					体育科教育法		2	
					小学校英語教育法	2		

第1欄	教科及び教職に関する科目		法定 単位数	本学における授業科目		
				授業科目名	必修	選択
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理	2	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論（同和教育を含む）	2	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度	2	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学	2	
				教育心理学		2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1	
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		カリキュラム論Ⅱ	2	
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	6	道徳教育の理論と方法	2	
		総合的な学習の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	
		特別活動の指導法		教育方法・技術（情報通信技術の活用を含む）*	2	
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育方法・技術演習*		2
		教育の方法及び技術				
		生徒指導の理論及び方法		児童指導	2	
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2	
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習指導	1	
				教育実習	4	
		教職実践演習	2	保育・教職実践演習（幼・小）	2	
第6欄	大学が独自に設定する科目		2	教職等インターンシップ①		2

※「教育方法・技術（情報通信技術の活用を含む）」は『情報通信技術を活用した教育の理論及び方法』及び『教育の方法及び技術』の内容を含む。「教育方法・技術演習」は『教育の方法及び技術』の内容のみを含む。

④ 教員免許状の申請

教員免許状の申請方法には一括申請と個人申請の2種類があります。一括申請は申請者に代わり大学が申請を行うもので、神奈川県教育委員会に申請します。個人申請は申請者の住民票住所地のある都道府県教育委員会に申請します。

教員免許状申請に要する費用（昨年度参考）

教員免許状1種類につき、申請手数料	3,300 円
証明書発行手数料	700 円

(2) 保育士

保育士資格取得のために必要な履修科目は、次の3領域からなっています。

- ・教養科目
- ・必修科目
- ・選択必修科目

① 教養科目

教養科目		本学における授業科目		
教科目	単位数	授業科目区分又は授業科目名	必修単位数	
体育（講義）	体育（講義）、 体育（実技） を含め 8単位以上	「健康・スポーツ科学」	2	8 単 位 以 上
体育（実技）		「スポーツ実技」又は「スポーツ実技（水泳）」	1	
その他		総合教育科目		

② 必修科目

別表第一				本学における授業科目	
系列	教科目	授業形態	単位数	授業科目名	単位数
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	2
	教育原理	講義	2	教育原理	2
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	2
	社会福祉	講義	2	社会福祉	2
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	2
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護	2
	保育者論	講義	2	保育者論	2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	発達心理学	2
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	2
	子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	1
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	2
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	2
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	カリキュラム論Ⅰ	2
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	2
	保育内容演習	演習	5	保育内容演習健康	2
				保育内容演習人間関係	2
				保育内容演習環境	2
				保育内容演習言葉	2
				保育内容演習表現	2
	保育内容の理解と方法	演習	4	子どもと健康	1
				子どもと人間関係	1
				子どもと環境	1
				子どもと言葉	1
				子どもと表現	1
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育	2
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育演習	1
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	1
	障害児保育	演習	2	障害児保育	2
	社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護演習	1
	子育て支援	演習	1	子育て支援	1
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ（保育所）	2
				保育実習Ⅰ（居住型施設等）	2
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ（保育所）	1
				保育実習指導Ⅰ（居住型施設等）	1
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習（幼・小）	2

③ 選択必修科目

別表第二				本学における授業科目		
				授業科目名		単位数
保 育 の 本 質・目的に 関する科目	大 網 化					6 単 位 以 上 履 修
保育の対象 の理解に関 する科目				教育心理学	2	
				臨床心理学	2	
				ムーブメント療法	2	
				リトミック	2	
保 育 の 内 容・方法に 関する科目				児童文化	2	
				国語	2	
				書道	2	
				音楽①	2	
				音楽②	2	
				図画工作	2	
				体育	2	
保育実習	保育実習Ⅱ	実習	2	保育実習Ⅱ（保育所）	2	選択必修 ※
	保育実習Ⅲ			保育実習Ⅲ（児童厚生施設等）	2	
	保育実習指導Ⅱ	演習	1	保育実習指導Ⅱ（保育所）	1	選択必修 ※
	保育実習指導Ⅲ			保育実習指導Ⅲ（児童厚生施設等）	1	

※ 保育士資格のみの取得希望者は「保育実習Ⅱ（保育所）」「保育実習指導Ⅱ（保育所）」を、
保育士資格及び児童厚生員資格取得希望者は「保育実習Ⅲ（児童厚生施設等）」「保育実習指導Ⅲ（児童厚生施設等）」を履修する。

④ 保育士登録

保育士として業務を行うには、住民票住所地のある都道府県知事に対し、業務に就く前に保育士登録手続きを行う必要があります。登録手続き完了後に「保育士証」が交付されます。

保育士登録に要する費用（昨年度参考）

登 録 手 数 料	4,200 円
証 明 書 発 行 手 数 料	600 円

(3) 准学校心理士

一般社団法人 学校心理士認定運営機構

学校生活におけるさまざまな問題について、アセスメント・コンサルテーション・カウンセリングなどを通して、子ども自身、子どもを取り巻く保護者や教師、学校に対して、「学校心理学」の専門的知識と技能をもって、心理教育的援助サービスを行うことのできる者に対して認定する資格です。

准学校心理士は、学校心理士に準じる資格で、学校心理士用の研修を受講し、通常より短い期間で学校心理士試験を受験することができます。

なお、准学校心理士資格取得のための基礎資格は、教員免許又は保育士資格です。

履修方法

指定科目	単位数	本学における授業科目	
		授業科目名	単位数
教育心理学	4科目のうち、 3科目6単位 以上履修	教育心理学	2
発達心理学		発達心理学	2
教育相談（幼児理解や保育相談支援等の 関連科目）		教育相談	2
特別支援教育（障害児保育等の関連科目）		障害児保育	2
		特別支援教育	1

資格取得に要する費用（昨年度参考）

審査事務手数料	……	3,000 円
登録事務手数料	……	3,000 円
年会費（3年分）	……	9,000 円
証明書発行手数料	……	300 円

資格有効期間

3年間で更新はありません。詳しい内容は、一般社団法人学校心理士認定運営機構のホームページで確認してください。

(4) 児童厚生二級指導員

一般財団法人 児童健全育成推進財団認定資格

児童厚生二級指導員は、児童福祉法第40条に定められている児童福祉施設である児童館や、放課後児童健全育成事業において、子どもに健全な遊びを提供し、その心身の健康増進及び情操を豊かにすることを目的として地域で活躍する指導者のことをいいます。

なお、児童厚生二級指導員資格取得のための基礎資格は、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状又は小学校教諭二種免許状です。

履修方法

指定科目	単位数	本学における授業科目	
		授業科目名	単位数
児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2	児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2
児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ	2	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法①	2
児童館実習Ⅰ（10日間）	2	保育実習指導Ⅲ（児童厚生施設等）	1
		保育実習Ⅲ（児童厚生施設等）	2

定員（30名）超過の場合は、選考のうえ履修者を決定します。

履修者は、卒業時に資格を得ることができます。

資格取得に要する費用（昨年度参考）

登録関係費用 …… 10,000円

(5) レクリエーション・インストラクター

公益財団法人 日本レクリエーション協会公認資格

子どもたちをはじめ、地域のさまざまな世代を対象とした「楽しみの場づくり」のために、市民ボランティア・市町村レクリエーション活動や企業の行事運営スタッフ・各種のスポーツスタッフとして貢献する力を修得できます。教員免許状や保育士資格を基礎要件として、さまざまな現場でリーダーシップを発揮できる資格です。

履修方法

本学における授業科目		
授業科目名	単位数	備考
レクリエーション理論	2	
レクリエーション実技①	1	
レクリエーション実技②	1	
レクリエーション実習（学外）	1	以下1・2の要件全て満たして1単位 1. 〈学外実習〉 ①～③のいずれかに参加 ①教育実習 ②保育実習 ③大学が指定した実習 2. 〈事業参加〉 協会指定のレクリエーション事業には、スタッフとしての参加と参加者としての参加があります。

資格取得に要する費用（昨年度参考）

登 録 諸 費 用 …… 17,890 円（登録料 17,600 円、申請諸費用 290 円）
更 新 料 …… 12,100 円（登録後、2 年ごとの更新が必要です。）

(6) 秘書士

一般財団法人 全国大学実務教育協会認定資格

全国大学実務教育協会に加盟する短大に所属する学生が、所定の科目を履修した場合、認定される資格です。言葉遣いや接遇の仕方、日程管理、文書管理方法などビジネス社会での基本マナーや実務能力を修得できます。

履修方法

教育課程の基本的な枠組み					本学における授業科目				
3つの領域		単位数			授業科目名	単位数			
		必修	選択	合計		必修	選択	合計	
領域1	秘書実務の知識・スキル・態度と実務実践力の領域	2単位以上	10単位以上	16単位以上	秘書学概論	2		必修6単位を含め16単位以上	
					生活と法律		2		
					情報リテラシー		2		
					プレゼンテーション		1		
領域2	秘書実務を支える学修の基礎能力と教養の領域	2単位以上			日本語表現	2			
					数と統計		2		
					プログラミング		1		
					生活と環境		2		
					国際関係		2		
					経済のしくみ		2		
					企業の知識		2		
					秘書実務	2			
領域3	総合的課題解決と学修継続力の領域	2単位以上			企業等インターンシップ		2		
					サービスラーニング①		2		
					キャリアデザイン		2		

履修者は、卒業時に資格を得ることができます。

資格取得に要する費用（昨年度参考）

申請料 …… 5,500 円

学外実習

次の免許・資格の取得を希望する学生は、学外実習参加が必要となります。

実習種別	免許・資格	実習先	実習時期	期間
教育実習	幼稚園教諭 小学校教諭	幼稚園又は 小学校	第3セメスター5月上旬～7月上旬	4週間
保育実習	保育士	保育所	第2セメスター試験終了後～3月下旬	12日以上
			第3セメスター夏季休業中 ※児童厚生二級指導員資格取得希望者は、児童厚生施設等の 実習をもって、この実習に代える	12日以上
		居住型施設等	第3セメスター夏季休業中	12日以上 又は11泊 12日以上
	児童厚生 二級指導員	児童厚生施設等	第3セメスター夏季休業中	12日以上
レクリエーション実習	レクリエーション・ インストラクター	第3、4セメスター (レクリエーション協会指定のレクリエーション事業に随時参加)		

※実習時期及び期間は変更することがあります。

学外実習を希望する学生は、学外実習願を免許・資格指導課に提出してください。提出にあたっては、取得希望の免許・資格を理解し、進路や希望職に対する資質を十分に思慮してください。資質とは、以下の学外実習にむけての心構えができることなどを含みます。

学外実習にむけての心構え

- ① 免許・資格取得の強い意欲を持っていること。
- ② 実習中の欠勤がないように自己管理ができること。
- ③ 実習にふさわしい態度、言葉遣い、服装等身だしなみに配慮できること。
- ④ 学外実習願を期間内に提出すること。
- ⑤ ポータルサイト等を常に確認し、行動ができること。
- ⑥ 実習期間中は、実習生という立場で行動するため、就職活動やアルバイト、学友会等の活動を停止できること。

学外実習願提出にあたって

- ① 学外実習願の提出期間や提出方法は、新入生オリエンテーション期間内の依頼オリエンテーションで説明する。
- ② 提出期間内に学外実習願の提出がなかった場合は、実習参加の意志がないとみなし、以後の受付は行わない。
- ③ 教育実習を希望する学生は、小学校と幼稚園の学外学習願のどちらかを提出すること。
- ④ 保育実習を希望する学生は、保育所と居住型施設等の学外実習願の両方を提出すること。

学外実習願提出後について

免許・資格ごとに、事前指導と準備、事後指導、実習参加要件等を定めています。各実習の参加要件が1つでも欠けると、実習に参加することができません。また、大学が実習参加に不適当と判断した場合も、実習参加を認めません。

加えて、第1セメスターのGPAが2.0未満の場合は、実習参加不可の警告をします。

オリエンテーション

実習参加にあたって、以下のオリエンテーションを行います。希望する免許・資格によりオリエンテーションの名称、回数、開催時期は異なりますが、実習参加のためには、すべてのオリエンテーションに出席が必要です。開催日程は、ポータルサイト等で確認してください。

名 称	内 容
依頼オリエンテーション	学内で実施。実習先や実習期間、依頼の方法、学外実習願の提出等の説明を行います。
参加オリエンテーション	学内で実施。実習中の留意事項、必要書類の確認、緊急時の対応、実習終了後の手続き等について説明を行います。
実習先オリエンテーション	実習先で実施。実習先と実習前に打合せ等を行います。実習先の都合により実施しない場合があります。

実習報告会

実習報告会は、実習に参加した学生が成果を報告することにより、実習を反省し、自己の適性と決意を見極めるとともに、学修課題を発見し、継続研究の契機とするものです。実習報告会での報告をもって実習終了となります。実習報告会の前には、学内の実習指導担当教員による指導を受け、発表する内容について主体的に整理してください。

また、実習参加希望者は、実習報告を聴講し、実習の目的、課題設定を行うとともに、実習に対する心構えや準備を再確認します。

オリエンテーション、実習報告会の遅刻・欠席

オリエンテーション及び実習報告会は、遅刻・欠席を認めません。但し、病気や忌引等による欠席については、事前連絡があった場合のみ再度機会を与えます。

実習事前・事後指導

免許・資格ごとに学内指導担当教員が実習の事前・事後指導をします。それぞれの指導担当教員の指示に従って、実習が始まる前と終わった後に指導を受けてください。

評価等

- ・ 学外実習の評価は、所定の実習施設及び実習期間において終了し、実習先評価・実習記録・実習報告の発表内容等により総合判定します。
- ・ 総合判定が不合格になった場合は、本学で再度実習することはできません。
- ・ 個人的な理由により実習に不参加又は中途放棄した場合は、再度実習することはできません。

学外実習参加にあたって

- ① 実習生は、実習先業務を遂行できる心身の状態での臨み、常に学生の本分、実習生としての立場を忘れず、態度・言動に注意し、業務の阻害、風紀を乱す行為をしないこと。
- ② 指定された実習先・期間等についての変更は原則としてできない。やむを得ぬ事情が生じた場合は、事前に免許・資格指導課へ申し出ること。
- ③ 実習生は、本学教員及び実習先の所属長・職員の指導に従い、規則を守ること。
- ④ 実習期間中は、就職活動、アルバイト、学友会等の活動を停止すること。但し、実習期間と就職試験が重なり、やむを得ず実習期間の変更が生ずる場合は、事前に免許・資格の学科担当教員に相談すること。
- ⑤ 実習先で知り得た個人情報や機密情報については、いかなる場合でも絶対に持ち出したり漏洩させたりしないこと。また、実習内容や感想等、実習に関するすべての事柄を、SNSやブログなどのソーシャルメディアを通して、インターネット上に投稿、掲載することを固く禁止する。
- ⑥ 実習日誌やその他書類（画像）作成作業において、ChatGPTなどの文章生成AIを利用することは、実習先を含む個人情報等を流出させる恐れがあるため、この利用の一切を禁止する。
- ⑦ 誓約書・履歴書・健康診断書及び細菌検査報告書等の実習前に提出する書類や、実習先から課されたレポート類、また実習日誌については、指定の期日までに必ず実習先へ提出すること。大学指導担当教員への日誌・書類等提出についても同様に期日・期限を遵守すること。
- ⑧ 上記のようなことなどに関し、特に悪質な行為や怠惰、その他実習先に迷惑をかける行動等により、実習参加が不適当と認められる状況になった場合は、即時実習を中止する。また、再度実習への参加も認めない。実習終了後であっても、不適当であったと認められる場合には、その実習終了を取り消しとする。

実習用通学証明書の発行

学外実習先に通勤する際、普通乗車券よりも通学定期券（1か月）を購入した方が安価である場合、実習期間（日数）に関わらず定期券購入に必要な通学証明書を発行します。交通機関の許可が必要なため、必ず使用開始日の1か月前までに学生センターに申請してください。なお、交通機関により発行できない場合があります。

1 幼稚園・小学校教諭二種免許状

事前指導と準備

- ① 依頼オリエンテーションに出席する。(第1セメスター 4月実施予定)
- ② 学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出する。
- ③ 実習報告会に出席し、聴講する。(第2セメスター 12月実施予定)
- ④ 参加オリエンテーションに出席する。(第3セメスター 4月実施予定)
- ⑤ 学内指導担当教員による事前指導を受ける。
- ⑥ 実習先のオリエンテーションに出席し、指示された書類等を提出する。
- ⑦ 小学校教諭の免許状を希望する者は、介護等体験を終了している。

※介護等体験についての詳細は p.73 を参照してください。

事後指導

- ① 学内指導担当教員に教育実習日誌を提出し、事後指導を受ける。
- ② 実習報告会において実習成果等の報告をする。
(第4セメスター 12月実施予定)

実習参加要件

- ① 依頼及び参加オリエンテーションに出席している。
- ② 学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出している。
- ③ 実習報告会に出席し、聴講している。
- ④ 学内指導担当教員による事前指導を受けている。
- ⑤ 「教育実習指導」を履修している。
- ⑥ 専門教育科目のうち、第1セメスターに開講されている免許状必修科目の未履修・不合格科目が2科目以内である。

但し、これに該当しない場合でも、教務委員会の議により許可をすることがある。

実習終了要件

- ① 所定の実習施設及び実習期間に実習を終了している。
- ② 学内指導担当教員に教育実習日誌を提出し、事後指導を受けている。
- ③ 実習報告会において実習成果等の報告をしている。

2 保育士

事前指導と準備

- ① 依頼オリエンテーションに出席する。(第1 Semester 4月実施予定)
- ② 学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出する。
- ③ 次のいずれかの講座に出席する。
 ※資格必修講座。出席する講座は大学が指定する。
 A. 神奈川県保育のつどい運営委員会主催「保育のつどい」
 (第2 Semester 12月開催予定)
 B. 学内実施「保育のつどい」(第2 Semester 12月開催予定)
- ④ 実習報告会に出席し、聴講する。(第2 Semester 12月実施予定)
- ⑤ 参加オリエンテーションに出席する。(第2 Semester 10月及び第3 Semester 4月実施予定)
- ⑥ 学内指導担当教員による事前指導を受ける。
- ⑦ 実習先のオリエンテーションに出席し、指示された書類等を提出する。

事後指導

- ① 学内指導担当教員に保育実習日誌を提出し、事後指導を受ける。
- ② 事後レポートを作成して、学内の指導担当教員に指導を受ける。
- ③ 実習報告会において実習成果等の報告をする。
 (第4 Semester 12月実施予定)

実習参加要件

- ① 依頼及び参加オリエンテーションに出席している。
- ② 学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出している。
- ③ 実習報告会に出席し、聴講している。
- ④ 学内指導担当教員による事前指導を受けている。
- ⑤ 「保育実習指導Ⅰ(保育所)」、「保育実習指導Ⅰ(居住型施設等)」を履修している。必要に応じて「保育実習指導Ⅱ(保育所)」、「保育実習指導Ⅲ(児童厚生施設等)」のいずれかを履修している。
- ⑥ 専門教育科目のうち、第1 Semesterに開講されている資格必修科目の未履修・不合格科目が2科目以内である。
 但し、これに該当しない場合でも、教務委員会の議により許可をすることがある。
- ⑦ 「保育のつどい」に参加している。

実習終了要件

- ① 所定の実習施設及び実習期間に実習を終了している。
- ② 学内指導担当教員に保育実習日誌を提出し、事後指導を受けている。
- ③ 実習報告会において実習成果等の報告をしている。

3 児童厚生二級指導員

事前指導と準備

- ① 依頼オリエンテーションに出席する。(第1セメスター5月実施予定)
- ② 学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出する。
- ③ 実習報告会に出席し、聴講する。(第2セメスター12月実施予定)
- ④ 参加オリエンテーションに出席する。(第3セメスター4月実施予定)
- ⑤ 学内指導担当教員による事前指導を受ける。
- ⑥ 実習先のオリエンテーションに出席し、指示された書類等を提出する。

事後指導

- ① 学内指導担当教員に実習日誌を提出し、事後指導を受ける。
- ② 事後レポートを作成して、学内の指導担当教員に指導を受ける。
- ③ 実習報告会において実習成果等の報告をする。
(第4セメスター12月実施予定)

実習参加要件 ※希望者が30名を超える場合は、選考を行う。

- ① 保育士資格、幼稚園教諭二種免許状又は小学校教諭二種免許状取得の見込みがある。
- ② 依頼及び参加オリエンテーションに出席している。
- ③ 学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出している。
- ④ 実習報告会に出席し、聴講している。
- ⑤ 学内指導担当教員による事前指導を受けている。
- ⑥ 「児童館・放課後児童クラブの機能と運営」を履修している。
- ⑦ 専門教育科目のうち、第1セメスターに開講されている資格必修科目の未履修・不合格科目が2科目以内である。
但し、これに該当しない場合でも、教務委員会の議により許可をすることがある。

実習終了要件

- ① 所定の実習施設及び実習期間に実習を終了している。
- ② 学内指導担当教員に実習日誌を提出し、事後指導を受けている。
- ③ 実習報告会において実習成果等の報告をしている。

4 レクリエーション・インストラクター

事業の参加

- ①レクリエーション協会の事業のうち、大学が指定したレクリエーション事業参加により、参加ポイント3ポイント以上を取得する。
- ②事業参加1回につき、「参加者」参加の場合は1ポイント、「運営スタッフ」参加の場合は2ポイントが取得できる。
- ③事業参加は学外実習願提出年度内とし、年度を越えての参加は認めない。
- ④事業参加ごとに事業参加申込書を期日までに提出する。
- ⑤参加費が必要となる事業もある。
- ⑥参加ポイントは、各自の責任において確認する。
- ⑦事業参加記録カードは再発行できないため、保管には注意を払う。

事前・事後指導と準備

- ①「レクリエーション理論」「レクリエーション実技」を受講し、レクリエーション・インストラクターについての理解を深めておく。
- ②事業ごとに行うオリエンテーションに出席する。
- ③事業参加の際は、事業参加記録カード、オリエンテーションで指示されたもの及び各自で必要と思われるものを用意する。
- ④事業参加後、指定の期日までに事業参加レポートを提出する。
※レポートの提出がない場合は、事業参加記録は取り消される。
- ⑤事業参加記録カードを提出する。(第4 Semester 1月予定)

事業参加要件

- ①学外実習願を期間内に提出する。
- ②参加オリエンテーションに出席する。(第3 Semester 4月実施予定)
※事業参加ごとにも随時実施する。
- ③事業参加先オリエンテーション(事業先の必要に応じて)に参加する。
- ④「レクリエーション理論」を履修している。
- ⑤みどり祭などの学内行事にスタッフとして参加、又はそれに代わるレクリエーション事業に参加する。

本学において、レクリエーション・インストラクターは、教員免許状、保育士資格取得者向けの資格です。「レクリエーション実習(学外)」の履修方法は、p.61を参照してください。

5 介護等体験

小学校教諭の普通免許状を取得する者は、介護等体験特例法により、社会福祉施設等において7日間の介護等体験（特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間）を行うことが義務付けられています。

体験参加にあたって

介護等体験は、原則として第1、第2セメスターに行います（夏休み期間を含む）。体験日程は、体験先の状況により決定するもので、定期試験、他の学外実習と重複するなどの場合を除き、学生個人の都合により体験日を変更することはできません。

介護等体験オリエンテーション（第1セメスター4月実施予定）

介護等体験の申込み方法、体験終了までの流れ、体験費用、必要書類等についての説明をします。体験希望者は必ず出席してください。介護等体験オリエンテーション無断欠席の場合は、当該年度の介護等体験には参加できません。

「介護等体験願」の提出と体験費の納入

介護等体験オリエンテーションの説明に従い「介護等体験願」を期日までに免許・資格指導課に提出してください。提出しない場合は、当該年度の介護等体験には参加できません。

また、神奈川県社会福祉協議会等納入分の体験費が必要になります。指定期日までに納入してください。

事前指導と準備

- ① 小学校教諭免許状取得の意思がある。
- ② 介護等体験責任者による事前講座を受講し、体験の目的や心構え、体験内容について理解する。（第1セメスター6月実施予定）
- ③ 体験先オリエンテーション、学内実施の事前打合せ会に出席し、体験先に対する知識を深める。
- ④ 体験開始前又は体験先オリエンテーション前までに、提示された書類等を準備する。

事後指導

- ① 介護等体験日誌を指定された期日までに提出する。
- ② 介護等体験の学内責任者から依頼を受けた場合には、体験内容の報告を行う。

専攻科

1 履修指針

近年、子どもをめぐる環境の変化とともに、児童教育、幼児教育、乳幼児福祉に携わる教員、保育士にはより高度な専門性が求められています。専攻科では既に取得した教員免許や保育士資格を活用し、国際社会、地域社会等で活躍する教育・保育の専門家を目指し、実践学に基づいた以下の2つの履修モデル（科目群）で学びます。「実践乳幼児保育（保育・子育て支援）」では、保育現場で活かせる専門的スキルを高めることを目標とし、「実践初等教育（野外教育・表現教育）」では、教育現場で活かせる専門的指導力を高めることを目標とし、実践的な学びを行います。

初等教育専攻

A 科目群：実践乳幼児保育（保育・子育て支援）

幼児教育や乳幼児福祉に関する科目が充実し、授業科目が、乳幼児保育（保育・子育て支援）の理論と実践に関する科目、基礎技能を高める科目、実践力を高める科目（インターンシップ、専攻科総合研究、SAE、海外の保育・教育体験）等で構成されています。

B 科目群：実践初等教育（野外教育・表現教育）

幼児・児童体育や子どもの野外活動に関する科目が充実し、授業科目が、初等教育（野外教育・表現教育）の理論と実践に関する科目、基礎技能を高める科目、実践力を高める科目（インターンシップ、専攻科総合研究、SAE、海外の保育・教育体験）等で構成されています。

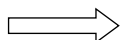
科目群に沿った関連科目に加えて、インターンシップ、専攻科総合研究、海外研修プログラム等が設定されています。インターンシップは、学生が研修生として実務を体験するもので、自己の適性や将来の職業選択の幅を広げることができます。専攻科総合研究は、担当教員の指導の下、主体的な学びを通して得意分野の能力を伸ばし、より質の高い専門性を身につける研究を目指します。海外研修プログラムは国際化の進展にともない、語学力の向上と、海外の保育施設の見学を行います。

2 科目ナンバー

科目ナンバーとは、教育課程全体としての到達点に達するための仕組みです。授業科目に特定の記号や数字を付し分類することで、教育課程の体系、学修の段階や順序を表し、授業科目間の関連や授業科目内容の学修段階を示しています。

科目ナンバーの見方

例) MPEA300



①専攻科コード	②領域コード	③水準コード
MPE	A	300

① 専攻科コード 専攻科（Major in Primary Education）は、“MPE”です。

② 領域コード

領域コードでは学問領域を表します。

1つの科目で複数の学問領域にわたる場合、2文字になります。

領域コード	学問領域
A	乳幼児保育（保育・子育て支援）の理論と実践に関する科目
B	初等教育（野外教育・表現教育）の理論と実践に関する科目

③ 水準コード

水準コードは学修段階を表します。

水準コード	学修段階
300～399	専攻科修了レベル

3 カリキュラムチャート

専攻科（専攻科コード：MPE）

乳幼児保育（保育・子育て支援）の理論と実践に関する科目

A301	保育学特論
A302	乳児保育実践学
A303	子どもの保健実践学
A304	子どもの食育実践学
A305	地域子育て支援実践学
A306	子育てカウンセリング演習

乳幼児保育（保育・子育て支援）、初等教育（野外教育・表現教育）の理論と実践に関する科目

AB307	幼児教育実践学
AB308	異文化理解
AB309	海外の保育・教育
AB310	障害児保育特論
AB311	子どもの運動生理
AB312	ムーブメント療法実践学
AB313	子ども家庭福祉実践学
AB314	教育・保育とICT
AB315	専攻科基礎演習
AB316	子どもの音楽表現
AB317	子どもの造形表現
AB318	子どもの身体表現
AB319	子どもの言語表現
AB320	インターンシップ
AB321	専攻科総合研究
AB322	ムーブメント療法実習
AB323	S A E
AB324	海外の保育・教育体験

初等教育（野外教育・表現教育）の理論と実践に関する科目

B301	学校教育実践学
B302	幼児体育指導
B303	子どもの水泳指導
B304	野外教育特論
B305	親子レクリエーション
B306	キャンプ

4 修了要件単位数とカリキュラム

●修了要件単位数●

専攻	必修・選択区分	科目群	必修	選択	修了に必要な単位数
初等教育専攻		A: 実践乳幼児保育（保育・子育て支援） B: 実践初等教育（野外教育・表現教育）	0	30	30

●カリキュラム一覧●

凡例： ◎科目群必修選択科目 ○科目群選択科目

科目区分		科目 ナンバー	授業科目	単位数		科目群			
A	B			必修	選択	A	B		
						備考		備考	
実践に関する科目	乳幼児保育（保育・子育て支援）の理論と実践に関する科目	MPEA301	保育学特論		2	◎			
		MPEA302	乳児保育実践学		2	○			
		MPEA303	子どもの保健実践学		2	○			
		MPEA304	子どもの食育実践学		2	○			
		MPEA305	地域子育て支援実践学		2	○			
		MPEA306	子育てカウンセリング演習		2	○			
		MPEAB307	幼児教育実践学		2	◎		○	
		MPEAB308	異文化理解		1	○		○	
		MPEAB309	海外の保育・教育		1	○		○	
		MPEAB310	障害児保育特論		2	○		○	
		MPEAB311	子どもの運動生理		2	○		○	
		MPEAB312	ムーブメント療法実践学		2	○		○	
		MPEAB313	子ども家庭福祉実践学		2	○		○	
		MPEAB314	教育・保育と ICT		1	○		○	
		MPEB301	学校教育実践学		2			◎	
		MPEB302	幼児体育指導		2			○	
		MPEB303	子どもの水泳指導		2			○	
		MPEB304	野外教育特論		2			◎	
		MPEB305	親子レクリエーション		2			○	
		MPEB306	キャンプ		2			○	
基礎技能を高める科目		MPEAB315	専攻科基礎演習		2	○		○	
		MPEAB316	子どもの音楽表現		1	○		○	
		MPEAB317	子どもの造形表現		1	○		○	
		MPEAB318	子どもの身体表現		1	○		○	
		MPEAB319	子どもの言語表現		1	○		○	
実践力を高める科目		MPEAB320	インターンシップ		2	◎		◎	
		MPEAB321	専攻科総合研究		2	◎		◎	
		MPEAB322	ムーブメント療法実習		2	○		○	
		MPEAB323	S A E		1	○		○	
		MPEAB324	海外の保育・教育体験		1	○		○	

専攻科

5 インターンシップ

教育・保育現場において就業体験をすることにより、実践力を高めることを目的としています。子どもや親と実際に触れ合うことによって専門的スキルを高め、社会のニーズに応えられる力を身につけていきます。インターンシップは、子ども、子育てに関わるすべての施設で実施することができます。

① 事前準備

インターンシップの主役はあくまで学生自身です。受け入れ先により業種も職種も異なりますので、まず学生自身が目的意識を明確にして臨んでください。

具体的な受け入れ先は、担当教員との相談等によって決めます。

なお、インターンシップの実施前には事前指導を受けてください。

② 実施の時期

実施時期は受け入れ先との相談によって決めます。研修期間は、原則として80時間程度を予定します。

③ 参加の申請

参加希望者は指定された期間内に担当教員に願い出てください。

④ 研修記録

所定の研修日誌等に記入し、担当教員に提出してください。研修終了後には担当教員の事後指導を受けてください。

6 資格

(1) 認定ムーブメント教育・療法中級指導者

NPO 法人日本ムーブメント教育・療法協会認定資格

ムーブメント教育・療法は、楽しい身体運動を通して、人間の全体的発達を支援し、すべての人々の健康と幸福の達成を支援することをめざした教育・療法です。

認定ムーブメント教育・療法中級指導者は、乳幼児保育・幼児教育、小・中学校や特別支援学校における発達教育を担う人材として、また、地域における子育て支援教室や児童館で子どもの健全育成に携わる人材として活躍する指導者のことをいいます。

① 履修方法

専攻科で指定されている以下の4科目の単位を修得する。

- a. ムーブメント療法実践学（2単位）
- b. ムーブメント療法実習（2単位）
- c. 障害児保育特論（2単位）
- d. 地域子育て支援実践学（2単位）

② 資格の申請

上記の科目を履修して単位を修得することにより、認定ムーブメント教育・療法中級指導者資格を申請する要件が整います。そのうえで、NPO 法人日本ムーブメント教育・療法協会に会員登録（年会費 6,000 円、資格取得の翌年度より納入）、および申請を行うことにより、資格を取得することができます。資格の有効期限は5年です（更新制度あり）。

なお、申請資格の要件は本学が独自に協会より認定を受けるものであり、一般の取得要件とは異なります。

③ 資格取得に要する費用（昨年度参考）

中級指導者資格認定料 …… 12,000 円

(2) キャンプインストラクター

公益社団法人日本キャンプ協会が公認するキャンプ指導者の資格です。専攻科で指定されている『キャンプ』の単位を修得することによって取得できます。総合的な自然体験であるキャンプの指導者として、キャンプの楽しさを多くの人に伝えることを目指します。キャンプ参加にあたり、別途費用が必要となります。また、申請方法の詳細については、掲示や説明会等にて告知します。

① 履修方法

専攻科で指定されている『キャンプ』（2単位）の授業を履修する。

② 資格の申請

授業時に行われる認定試験に合格後、学内での所定の手続きを経て申請する。

③ 資格取得に要する費用（昨年度参考）

登録諸経費	……	13,300 円
更新料	……	6,100 円又は 7,100 円（登録する都道府県協会により異なる）毎年更新が必要です。

(3) 自然体験活動指導者（自然体験活動リーダー）

全国体験活動指導者認定委員会が認定する、自然体験の活動プログラム指導者の資格です。本学では、「キャンプインストラクター」を基礎資格としています。申請方法の詳細については、掲示や説明会等にて告知します。

① 履修方法

専攻科で指定されている『キャンプ』（2単位）の授業を履修する。

② 資格の申請

授業時に行われる認定試験に合格後、学内での所定の手続きを経て申請する。

③ 資格取得に要する費用（昨年度参考）

登録料	……	3,000 円
-----	----	---------

第 3 部

特別講座

特別講座

1 就職活動支援講座

就職活動支援として、業界研究や各種就職試験の対策講座、インターンシップ（就業体験）に関する講座、資格・検定の取得支援講座などを実施しています。実費負担の必要な講座を含みます。

〈実施例〉

- ・インターンシップの探し方講座
- ・学内合同企業セミナー
- ・SPI 対策講座
- ・就職面接対策講座
- ・グループディスカッション対策講座
- ・就活メイク講座
- ・就活マナー講座
- ・3級FP技能検定対策講座
- ・秘書検定2級対策講座
- ・日商簿記3級対策講座

2 公務員試験対策講座

公務員就職を志望する学生への就職支援として、公務員試験の対策講座を実施しています。実費負担（有料）の必要な講座を含みます。

〈実施例〉

- ・公務員試験ガイダンス
- ・公務員試験学内基礎講座（教養科目）（面接・論文）（模擬試験）

3 教員・公立幼保採用試験対策講座

教職（幼稚園教諭・保育教諭を含む）及び保育士の仕事に就きたい学生に対し、一般・教職教養、教科等専門、面接、論作文、模擬授業等の講座を開講しています。（オリエンテーション資料参照）

4 小学校理科授業実践講座

神奈川県立青少年センター科学支援課職員から、子どもたちが理科の面白さに気付くための方法や理科実験の基本的な知識や技能、さらに安全管理を徹底した理科

実験授業の指導をしていただきます。

5 教職教養特別講座

神奈川県立総合教育センターの指導主事から、今日的な教育課題への対応やすぐに役立つ授業の工夫を指導していただきます。教育実習や模擬授業に役立つ講座です。

6 就業前特別講座

教職センター教職員が、教員としての心構えや教職に不安を抱えていることなどについて相談・指導にあたり、教員生活が安心してスタートできるよう支援を行っています。対象者は、教員採用試験合格者及び臨時的任用職員・非常勤講師希望者です。

7 初等教育学科 社会体験等学修プログラム

初等教育学科では、1年生を対象に学修の動機づけやブレ実習を目的に、主に夏休みを利用したボランティア等の社会体験を行うことを推奨しています。事前の説明会を開きプログラムの導入をし、体験後は各自が報告書を作成し、自己の学びの振り返りを行っています。このプログラムがきっかけとなり、学びに意欲的になると共に、継続してボランティア等を続け、実践力を高める窓口となっている学生もいます。

8 初等教育学科1年生特別講座 短大生ピアツア

初等教育学科1年生では年間を通して、短大生としての学士力、社会人基礎力、さらには未来の教育者や保育者を目指した実践力を身につけるため、「短大生ピアツア」の活動を展開していきます。「初等教育学基礎演習①・②」の授業をベースとして、学生一人一人の個性を生かしながら様々な行事に参加し、クラスや学年の枠を越えて集い、相互理解を深めていきます。また、発展的に交流セミナーや学外野外活動に参加するなど、初等教育学の分野の体験的な学びを経て、短大生としての魅力を学内外に向けて発信していきます。

9 専攻科特別講座 ピアツア

専攻科では、一年を通じて保育・教育力の向上を目指した実践プログラム（ピアツア）を展開していきます。「専攻科基礎演習」の授業をベースに、春季には、短期大学部の最年長（カレッジ・リーダー）としてランチ・ピアツアや短大1年生とのオリエンテーション行事を企画・運営していきます。夏季には「インターンシッ

プ」「専攻科総合研究」の中間報告を実施し、秋季には発展的に野外活動やキャンプに参加し、保育・教育における体験学修の実践方法を具体的に学んでいきます。年度末には専攻科での学びを可視化し、短期大学部生全員参加による「学修コンサート」を企画サポートするなど、専攻科生ならではのオリジナリティ溢れる講座になっています。

第4部

諸 規 程

鎌倉女子大学短期大学部

『学則』

第1章 総則

第1条 (名称)

本学は、鎌倉女子大学短期大学部と称する。

第2条 (所在地)

本学は、神奈川県鎌倉市大船六丁目1番3号に設置する。

第3条 (目的)

本学は、日本国憲法の精神に基づき、鎌倉女子大学の教育の理念である「感謝と奉仕に生きる人づくり」を中核としたその建学の精神に則り、社会生活に有益な専門的な教育研究を推進することを通じて、科学的教養と優雅な性情を涵養し、以って人類の福祉及び文化の向上発展に寄与することを目的とする。

2. 初等教育学科は、乳幼児及び児童が生きる生活世界の基礎的理解と、教育・保育の活動等に資する理論及びその応用・実践についての教育研究を通じて、健全で幸福な社会の発展に寄与できる知見と方法、豊かな人間性と高い倫理性をもった人材を養成することを目的とする。

第4条 (自己点検及び評価)

本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第2章 学科

第5条 (学科)

本学に初等教育学科を置く。

2. 初等教育学科に通信教育課程を置く。
3. 通信教育課程に関する事項は、別に定める。

第6条 (収容定員)

本学の収容定員は、次の通りとする。
(中略)

学科	入学定員	収容定員
初等教育学科	100名	200名

第3章 修業年限及び教育課程

第7条 (修業年限及び在学期間)

本学の修業年限は、2年とする。但し、4年を超えて在学することはできない。

第8条 (授業科目)

授業科目を総合教育科目及び専門教育科目に分ける。

第9条 (必修・選択・自由科目の区分)

授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

第10条 (授業科目及び単位数)

授業科目及び単位数は、別表Ⅰの通りとする。

第11条 (単位の計算方法)

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を以て構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

- 一. 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で

本学が定める時間の授業を以って1単位とする。

- 二. 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業を以って1単位とする。但し、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業を以って1単位とすることができる。

- 三. 1 の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業を以って1単位とする。

2. 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第 12 条 （授業期間）

- 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。
2. 各授業科目の授業は、原則として15 週にわたる期間を単位として行うものとする。但し、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

第 13 条 （授業の方法）

授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれ

らの併用により行うものとする。

2. 授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
3. 前項の授業の方法により修得する単位数は、30 単位を超えないものとする。
4. 授業は、外国において履修させることができる。第2 項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
5. 授業の一部を、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第 14 条 削除

第 15 条 （免許・資格の取得）

免許・資格の取得は、次の各項に定める方法による。

2. 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法、同法施行規則に規定する科目及び単位数を履修しなければならない。また、当該所要資格を取得できる教育職員免許状は、初等教育学科においては、小学校教諭2 種免許状・幼稚園教諭2 種免許状である。
3. 保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第6 条の2 の3 第1 項第3 号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める修業教科科目及び単位数を修得しなければならない。
4. 児童厚生二級指導員の資格を得ようとする者は、「児童厚生員資格履修規程」に定める学科目、単位数を修得しなければならない。

第 16 条 削除

第4章 入学・再入学・退学・除籍・ 転入学・転学・留学・休学・ 復学

第17条（入学の時期）

入学の時期は、学年の始めとする。
但し、再入学の時期は、学期の始めと
することができる。

第18条（入学資格）

本学に入学し得る者は、次の各号の
いずれかに該当する女子でなければな
らない。

- 一、高等学校又は中等教育学校を卒
業した者
- 二、通常の課程による12年の学校教
育を修了した者（通常の課程以
外の課程により、これに相当す
る学校教育を修了した者を含む）
- 三、外国において学校教育12年の
課程を修了した者又はこれに準
ずる者で文部科学大臣の指定を
したもの
- 四、文部科学大臣が高等学校の課程
と同等の課程を有するものとし
て認定した在外教育施設の当該
課程を修了した者
- 五、専修学校の高等課程（修業年限
が3年以上であることその他の
文部科学大臣が定める基準を満
たすものに限り）で文部科学大
臣が別に指定するものを文部科
学大臣が定める日以後に修了し
た者
- 六、文部科学大臣の指定した者
- 七、高等学校卒業程度認定試験規則
による高等学校卒業程度認定試
験に合格した者（旧規程による
大学入学資格検定に合格した者

を含む）

- 八、本学において個別の入学資格審
査により、高等学校を卒業した
者と同等以上の学力があると認
めた者で18歳に達した者

第19条（入学の出願）

本学に入学を志願する者は、所定の
入学志願票に別に定めるところの書類
及び入学検定料を添えて願い出なけれ
ばならない。

第20条（入学者の選抜）

前条の入学を志願する者には、選抜
を行う。

2. 選抜に関する事項は、別に定める。

第20条の2（合格者の決定）

前条の選抜による合格者の決定は、
教授会の議を経て、学長が行う。

第21条（入学手続き）

第20条の選抜の結果に基づき合格
の通知を受けた者は、所定の期日まで
に宣誓書、保証人連署の保証書及び所
定書類を提出するとともに、別に定め
る入学金、授業料及びその他の納入金
を納入し、入学手続きをしなければな
らない。

第22条（入学許可）

学長は、前条の入学手続きを完了し
た者に入学を許可する。

第23条（保証人）

保証人は、学生の身上について監督
し得る者で、父母又はこれに代わる者
でなければならない。また、本人が本
学に対して負う一切の債務について、
所定の保証書に定める極度額の範囲内
で責任を負う。

第24条（再入学）

第25条第1項の規定により退学し
た者が、再入学を志願したときは、選

考の上、教授会の意見を聴き、学長が入学を許可することがある。

2. 前項の場合、既修の学科目の全部又は一部を再び履修させることがある。
3. 再入学に関する事項は、別に定める。

第 25 条 （退学）

退学しようとする者は、学長に退学願を提出するものとする。

2. 退学事由に該当するか判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第 25 条の 2 （除籍）

次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- 一. 学費を納めることを怠り、督促を受けて未だ納めない者
- 二. 第 7 条に定める在学年限を超えた者
- 三. 第 30 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお就学できない者
2. 除籍に関する事項は、別に定める。

第 26 条 （転入学）

他の短期大学に在学している女子で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の意見を聴き、学長が相当年次への入学を許可することがある。

2. 転入学に関する事項は、別に定める。

第 27 条 （転学）

他の短期大学に入学又は転学しようとする者は、事由を詳記して学長に願い出るものとする。

2. 転学事由に該当するか判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第 28 条 （留学）

外国の大学又は短期大学で学修する

ことを志願する者は、学長に留学願を提出するものとする。

2. 留学事由に該当するか判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。
3. 留学に関する事項は、別に定める。

第 29 条 （休学）

疾病その他やむを得ない事由で 2 か月以上就学することができない者は、学長に休学願を提出するものとする。

2. 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を必要とする。
3. 休学事由に該当するか判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第 30 条 （休学期間）

休学期間は、引き続き 1 年を超えることはできない。但し、特別の事情がある者は、その期間の延長を申し出ることができる。

2. 休学期間は、通算して 2 年を超えることはできない。
3. 休学期間は、在学期間に算入しない。

第 31 条 削除

第 32 条 （復学）

復学は、学期の始めとする。

2. 復学しようとする者は、休学期間が終了する 1 か月前までに、学長に復学願を提出するものとする。
3. 休学期間内であっても休学の事由が止んだときは、学長に復学願を提出することができる。
4. 病気を理由として休学した者は、復学願に医師の診断書を添付するものとする。
5. 復学事由に該当するか判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第5章 成績評価及び単位の授与

第33条（成績評価）

成績評価は、合格（S、A、B、C、合、認）及び不合格（F、E、否）とし、評点は、以下の通りとする。

合否	評価	評点
合格	S	100～90点
	A	89～80点
	B	79～70点
	C	69～60点
	合	合格
	認	合格
不合格	F	59点以下
	E	成績評価なし
	否	不合格

第34条（成績評価要件）

各授業科目について出席すべき時間数の3分の2以上出席しなければ、成績評価を受けることができない。

第35条（単位の授与）

授業科目を履修し、試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与える。

第36条（試験）

試験の種類は、定期試験及びその他の方法とする。

2. 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、審査を以って試験に代えることがある。

第37条（成績評価及び試験に係る細則）

成績評価及び試験に関する細則は、別に定める。

第38条（他の短期大学等における授業科目の履修）

教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学（以下「他の短期大学

等」という）との協議に基づき、学生が当該他の短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第38条の2（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2. 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項の規定により本学において修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第39条（入学前の既修得単位等の認定）

教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
3. 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第38条第1項及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第6章 学費その他

第40条 (学費)

入学検定料、入学金、授業料等は、別表Ⅱの通りとする。

第40条の2 (休学期間中の学費)

休学期間中については、授業料、教育環境充実費及び実験実習費に代え、在籍料を納入するものとする。

2. 在籍料は、別表Ⅲの通りとする。

第41条 (分納)

学費を分納する場合は、その半額を所定の期日までに納めなければならない。

第42条 (既納学費の取扱い)

すでに納めた学費は、これを返却しない。

第43条 (未納者の扱い)

学費を納めない者は、原則として成績評価を受けることができない。

第44条 (奨学金)

奨学金に関する事項は、別に定める。

第45条 (その他の費用)

その他必要な費用は、別に徴収することがある。

第7章 進級、卒業及び学位

第45条の2 (進級要件)

1年次から2年次へ進級するためには、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 一. 1学期以上在学していること
- 二. 25単位（認定単位数を含む）以上修得していること

第46条 (卒業要件)

卒業要件は、本学に2年以上在学し、次の各号に定める単位を修得することとする。

- 一. 総合教育科目は、選択科目を含

めて14単位以上を履修しなければならない。

- 二. 専門教育科目は、選択科目を含めて48単位以上を履修しなければならない。

第46条の2 (卒業の認定)

前条の卒業要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が課程の修了及び卒業を認定する。

第46条の3 (学位の授与)

前条の規定により卒業を認定された者には、教授会の議を経て、学長が学位「短期大学士（教育学）」を授与する。

2. 学位に関する事項は、別に定める。

第8章 賞罰

第47条 (表彰)

学生で他の模範となる行為があった者に対し、学長は、これを表彰することがある。

第48条 (懲戒)

本学の規則に違反し、或いは学生としてその本分にもとる行為があった者に対し、学長は、教授会の意見を聴き、懲戒を行う。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- 一. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三. 正当な理由がなくて、出席が常でない者
- 四. 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4. 懲戒に関する手続きについては、別

に定める。

第 49 条 削除

第 9 章 職員組織

第 50 条 (学長)

本学に学長を置く。

2. 学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督して、教育研究の全般を管理し、これを代表する。
3. 学長に関する事項は、別に定める。

第 51 条 (副学長)

本学に副学長を置くことができる。

2. 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
3. 副学長に関する事項は、別に定める。

第 52 条 (学部長)

本学の学部学部に学部長を置く。

2. 学部長は、学長の命を受け、学部に関する校務をつかさどる。
3. 学部長に関する事項は、別に定める。

第 53 条 (教授・准教授・講師・助教・助手)

本学に教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

第 54 条 (事務職員・技術職員・その他の職員)

本学に事務職員、技術職員及びその他の職員を置く。

第 10 章 教授会

第 55 条 (教授会)

本学に教授会を置く。

2. 教授会は、学長及び副学長並びに教授、准教授、講師及び助教を以って組織する。
3. 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べ

るものとする。

- 一. 学生の入学、卒業及び課程の修了
- 二. 学位の授与
- 三. 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
4. 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
5. 教授会に関する事項は、別に定める。

第 11 章 図書館

第 56 条 (図書館)

本学に図書館を置く。

2. 図書館に関する事項は、別に定める。

第 12 章 学術研究所

第 57 条 (学術研究所)

本学に学術研究所を置く。

2. 学術研究所に関する事項は、別に定める。

第 13 章 生涯学習センター

第 58 条 (生涯学習センター)

本学に生涯学習センターを置く。

2. 生涯学習センターに関する事項は、別に定める。

第 14 章 e-Learning Center

第 58 条の 2 (e-Learning Center)

本学に e-Learning Center を置く。

2. e-Learning Center に関する事項は、別に定める。

第 15 章 委託生・科目等履修生・ 単位互換履修生・聴講生・ 研究生・特別聴講学生

第 59 条 (委託生)

本学は、官庁又は公共団体等が願い出た時は、一定期間を定め、選考の上、委託生として履修を許可することがある。

2. 委託生に関する事項は、別に定める。

第 60 条 (科目等履修生)

本学は本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という）に対して単位を与えることができる。

2. 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第 61 条 (単位互換履修生)

本学は、単位互換に係る協定に基づき、単位互換履修生を受け入れることができる。

2. 単位互換履修生に関する事項は、別に定める。

第 61 条の 2 (聴講生)

本学は、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目の聴講を志願する者があるときは、聴講生として聴講を許可することができる。

2. 聴講生に関する事項は、別に定める。

第 61 条の 3 (研究生)

本学の学生以外の者で本学の学科に関連した特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、短期大学部の教育に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として在籍を許可することができる。

2. 研究生に関する事項は、別に定める。

第 61 条の 4 (特別聴講学生)

他の大学又は他の短期大学の学生で

本学の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学又は当該短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することができる。

2. 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

第 62 条 (規定の準用)

委託生、科目等履修生、単位互換履修生、聴講生、研究生及び特別聴講学生については、別に定める場合のほか、その性質に反しない限り本学則を準用する。

第 16 章 専攻科

第 63 条 (専攻科)

本学に専攻科初等教育専攻を置く。

第 64 条 (専攻科の収容定員)

収容定員は次の通りとする。

専攻名	入学定員	収容定員
初等教育専攻	20 名	20 名

第 65 条 (専攻科の目的)

専攻科は、短期大学の基礎の上に、初等教育に関する専門科目について、精深な専門の学芸を教授し、その研究を深め、より高度な専門性を有する人材を養成することを目的とする。

第 66 条 (専攻科の修業年限)

専攻科の修業年限は、1 年とする。

第 67 条 (専攻科の授業科目)

専攻科の授業科目は、別表 I - 2 の通りとする。

第 68 条 削除

第 68 条の 2 (本科履修)

教育研究上必要と認めたときは、初等教育学科の授業を履修させることができる。

第 69 条（専攻科の入学資格）

専攻科に入学し得る者は、次の各号のいずれかに該当する女子でなければならない。

- 一、短期大学を卒業した者
- 二、専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者
- 三、本学において短期大学卒業者と同等以上の学力があると認めた者

第 70 条（専攻科の学費）

専攻科の入学検定料、入学金、授業料等は、別表Ⅱ－２の通りとする。

第 70 条の 2（専攻科の休学期間中の学費）

休学期間中については、授業料及び教育環境充実費に代え、在籍料を納入するものとする。

2. 在籍料は、別表Ⅲの通りとする。

第 71 条（専攻科の修了要件）

修了要件は、専攻科に 1 年以上在学し、選択科目を含めて 30 単位以上を修得することとする。

第 71 条の 2（専攻科の修了の認定）

前条の修了要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

第 72 条（その他）

専攻科に関し本章に定めるものの他、必要な事項については、別に定める。

第 17 章 公開講座

第 73 条（公開講座）

本学は、公開講座を開設することが

ある。

2. 公開講座に関する事項は、別に定める。

第 18 章 学年・学期・休業日

第 74 条（学年・学期）

学年は、4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

2. 学年の区分は、次の各号に定める通り、2 学期制とする。

一、春学期 自 4 月 1 日
至 9 月 30 日

二、秋学期 自 10 月 1 日
至 翌年 3 月 31 日

3. 学長は、必要に応じて前項の学期を臨時に変更することができる。

第 75 条（休業日）

休業日は、次の各号に定める通りとする。

- 一、日曜日及び土曜日
- 二、国民の祝日に関する法律に定める休日

三、創立記念日 4 月 19 日

四、夏季休業 自 8 月 1 日
至 9 月 16 日

五、冬季休業 自 12 月 20 日
至 翌年 1 月 7 日

六、春季休業 自 3 月 21 日
至 3 月 31 日

2. 学長は、必要に応じて前項の休業日を臨時に変更することができる。

第 19 章 その他

第 76 条（施行細則）

本学則を施行するための細則は、別に学長が定める。

第 77 条 （名称変更）

平成元年4月1日から、学校名『京
浜女子大学短期大学部』を、『鎌倉女
子大学短期大学部』に変更する。

附則 （省略）

別表 （省略）

鎌倉女子大学短期大学部 『履修規程』

第1章 総則

(目的)

第1条 鎌倉女子大学短期大学部（以下「本学」という。）学則第76条の規定に基づき、教育課程、履修方法及び免許・資格取得については、この規則の定めるところによる。

第2章 教育課程

(企業学習プログラム)

第2条 学科において、履修課程として企業学習プログラムを設けることができる。

(学期の区分)

第3条 本学の学年区分を2期制とし、1学期ごとに授業を完結する授業科目を置くことを原則とする。

2. 前項の学期区分をセメスターと称し、4月1日から9月30日までを春セメスター、10月1日から3月31日までを秋セメスターという。
3. セメスターの区分は、次の各号に定める通りとする。

(1) 第1セメスター

第1学年次(4月1日から9月30日まで)

(2) 第2セメスター

第1学年次(10月1日から3月31日まで)

(3) 第3セメスター

第2学年次(4月1日から9月30日まで)

(4) 第4セメスター

第2学年次(10月1日から3月31日まで)

(授業科目)

第4条 授業科目及びその単位数は、科目区分別に別表Ⅰの通りとする。

2. 授業科目を必修科目、選択科目及び

自由科目に分ける。

3. 授業科目は、授業方法を定め、講義、演習、実験・実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
4. 授業科目は、履修年次・学期・担当教育職員・履修条件・成績評価方法及び授業計画を定める。
5. 卒業論文、卒業研究、卒業制作等に関する事項は別に定める。

(授業計画等の公示)

第5条 前条第1項から第5項に定めたものは、これを学年又はセメスターの始めに公示する。

2. 学科は、履修モデルを学年始めに公示する。

(単位数計算の基準)

第6条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮し、別表Ⅰの通りとする。

第3章 履修方法

(卒業に必要な単位数)

第7条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、別表Ⅱに定めるところにより必要な単位数を修得しなければならない。

(授業時間割)

第8条 授業時間割については、セメスターの始めに公示する。

(履修計画及び履修の登録)

第9条 学生は、前条の授業時間割により履修計画をたて、履修科目の登録をしなければならない。

2. 履修登録期間は別に定める。

(授業科目の履修)

第10条 履修することができる授業科目は、原則として、その学年次に配当されているもの及びそれ以下の学年次のものとする。

第4章 成績評価

(成績評価)

第11条 成績評価は、合格（S、A、B、C、合、認）及び不合格（F、E、否）とし、評点及び評価の基準は以下の通りとする。

合否	評価	評点	評価の基準
合格	S	100～90点	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
	A	89～80点	到達目標を十分に達成できている優れた成績
	B	79～70点	到達目標を達成できている成績
	C	69～60点	到達目標を最低限度達成できている成績
	合	合格	段階なし
	認	合格	段階なし
不合格	F	59点以下	到達目標を達成できていない成績
	E	成績評価なし	評価なし
	否	不合格	評価なし

2. 成績評価は前項の表記の他、グレード・ポイント・アベレージ（以下、「GPA」という。）による総合評価を次の各号の方法で行う。

- (1) GPAは4点式で行い、ランク配点は、S（4点）、A（3点）、B（2点）、C（1点）、E（0点）、F（0点）とする。
- (2) 前号により算出された配点を合計したものを、成績表記を合及び認とする教科目を除いた履修科目単位数で

割ることで得た数値を総合評価と定め、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを算出する。

(追加卒業試験)

第12条 卒業年次の成績評価の結果、卒業要件を満たせない者の内、次の各号の基準を満たす者は、教授会の議を経て学長が許可した場合、追加卒業試験を受験することができる。

- (1) 卒業要件を満たせない範囲が、3科目以内であること。
 - (2) 前号の科目が卒業年度及び卒業前年度に履修登録され、且つ不合格（F評価）となった科目であること。
2. 卒業要件を満たすために必要な科目に対し、受験対象科目が複数生じた場合には、受験科目を学長が指定する。但し、この場合の科目数は卒業に必要な科目数を超えることはできない。
3. 追加卒業試験を受験する者は、受験願に所定の受験料を添え、願い出なければならない。
4. 追加卒業試験の評価は、80点満点で成績評価を行う。
5. 追加卒業試験を欠席した者は、不合格（F評価）となる。
6. 追加卒業試験の実施については別に定める。

第5章 免許・資格取得

(秘書士)

第13条 秘書士の資格を得ようとする者は、初等教育学科に所属し、別に定める秘書士資格関連科目を修得しなければならない。

(保育士)

第14条 保育士資格を得ようとする者

は、初等教育学科に所属し、別に定める「保育士資格課程履修規程」に規定する修業教科目及び単位を修得しなければならない。

(児童厚生二級指導員)

第 15 条 児童厚生二級指導員資格を得ようとする者は、初等教育学科に所属し、別に定める「児童厚生員資格履修規程」に規定する学科目、単位数を修得しなければならない。

(レクリエーション・インストラクター)

第 16 条 レクリエーション・インストラクター資格を得ようとする者は、初等教育学科に所属し、別に定めるレクリエーション・インストラクター資格関連科目を修得しなければならない。

(教育職員免許状)

第 17 条 教育職員普通免許状の授与資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づく学科目、単位数を修得しなければならない。

2. 小学校教諭普通免許状の授与資格を得ようとする者は、前項に定めるもののほか小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第 2 条第 1 項及び小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第 2 条に定める学校又は施設において 7 日間の介護等の体験を行い、その証明を得なければならない。
3. 本学の学科において、取得できる教育職員免許状の種類は、次表に掲げる通りとする。

学科	教育職員免許状の種類
初等教育学科	幼稚園教諭二種免許状 小学校教諭二種免許状

(准学校心理士)

第 17 条の 2 准学校心理士の資格を得ようとする者は、初等教育学科に所属し、別に定める准学校心理士資格関連科目を修得しなければならない。

(認定ムーブメント教育・療法中級指導者)

第 18 条 認定ムーブメント教育・療法中級指導者の資格を得ようとする者は、専攻科初等教育専攻に所属し、別に定める認定ムーブメント教育・療法中級指導者資格関連科目を修得しなければならない。

(免許・資格課程履修登録及び課程履修費納入)

第 19 条 免許・資格を取得するためには、所定の時期に課程履修登録及び課程履修費納入をしなければならない。

2. 課程履修費納入が必要な免許・資格は、別表Ⅲの通りとする。
3. 納入された課程履修費は返金しない。
4. 課程履修登録を取り消すためには、取り下げ手続きを行うものとする。

第 20 条 削除

(登録・申請等費用)

第 21 条 免許・資格の登録・申請等に必要な費用は、別に徴収する。

第 6 章 その他

(専攻科)

第 22 条 専攻科の履修については、本規程を準拠するものとし、本規程に定めのない事項については、別に定める。

2. 教育研究上必要と認めたときは、初等

教育学科の授業を履修させることができる。

(規程の改廃)

第 23 条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附則 (省略)

別表 (省略)

鎌倉女子大学短期大学部

『試験規程』

(目的)

第1条 この規程は、鎌倉女子大学短期大学部学則第37条の規定に基づいて、鎌倉女子大学短期大学部の試験に関して必要な事項を定める。

(試験の種類)

第2条 試験実施の時期及び内容により、定期試験とその他の方法に区別する。

2. 定期試験とは、原則として授業期間後に一定の期間内で行う試験をいう。
3. その他の方法とは、授業期間内に行う提出物、小テスト、発表等をいう。

(定期試験)

第3条 定期試験の受験資格について、次の各号のいずれかに該当する場合は、受験資格が認められない。

- (1) 所定の学費が未納の者。但し、延納又は分納の許可を受けている者を除く。
 - (2) 当該科目において所定の履修登録をしていない者
 - (3) 学生証を携帯していない者。但し、仮受験証の発給を受け、所定の手続きを完了した者は当該日の試験のみを有効とする。
 - (4) 科目担当の教員から受験資格の喪失（原則として授業時間数の3分の2以上の出席に達しないとき）と指定された者
2. 前項に該当する者であっても学長が酌量すべき事由があると判断した場合には、特別に受験を認めることがある。
 3. 定期試験の実施に際して必要な事項は、別に定める。

(追試験)

第4条 定期試験を欠席し、且つその理由が次の各号に規定する正当な事由に該当する者は、追試験を受験することができる。

- (1) 父母・配偶者・祖父母・兄弟姉妹及び三親等以内の親族の忌引で欠席した者
- (2) 疾病により欠席した者
- (3) その他、特別な事情により正当と認められた者

2. 前項各号に規定される正当な事由により定期試験を欠席し、追試験受験を希望する者は、所定の「受験願」にその事由を証明する書類を添付し、定められた期間内に提出しなければならない。

3. 提出された「受験願」に基づき、受験の可否を決定する。

4. 追試験の評価は、100点満点で成績評価を行う。

5. 追試験を欠席した者は、不合格（F評価）となる。

(不正行為)

第5条 定期試験において不正行為を行った学生は、当該学期の全ての科目を不合格とする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるものの他、試験に関する必要な事項は、学則及び履修規程の規定を準用する。

2. この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附則（省略）

鎌倉女子大学短期大学部

『除籍の取り扱いに関する内規』

第1条 鎌倉女子大学短期大学部の学生が、短期大学部学則第25条の2第1項第1号及び鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科通信教育課程「通信教育規程」第23条第2項の規定により、学費を期日までに納付しないときは以下の通り取り扱う。

1. 該当する学生及び保証人に対し学費を速やかに納付するよう、春セメスターにあっては、5月1日（秋セメスターにあっては11月1日）をめどに督促をする。但し、正当な理由により「延納願」（第一次）を提出したときは、納付期限を春セメスターにあっては、6月13日（秋セメスターにあっては12月13日）まで延長することができることとする。
2. 第一次延長期間が過ぎても未納の場合には、春セメスターにあっては、6月20日（秋セメスターにあっては12月20日）をめどに再度、督促状を送付する。但し、学生及び保証人が「特別延納願」（第二次）を提出したときには、春セメスターにあっては、8月13日（秋セメスターにあっては2月13日）を最終納付期日とすることができる。
3. 前項の最終納付期日に至っても未納のときには、春セメスターにあっては、8月31日（秋セメスターにあっては2月28日）をもっ

て除籍退学の手続をとる。

	納付 期日	督促状 送付	督促状 送付後 の期日	督促状 (2回目) 送付	督促状 (2回目) 送付後 の期日	除籍 手続
春セメスター	4月13日	5月1日	6月13日	6月20日	8月13日	8月31日
秋セメスター	10月13日	11月1日	12月13日	12月20日	2月13日	2月28日

第2条 短期大学部学則第41条の規定により学費の分納が認められた者が前条第2項の最終納付期日までに完納しないときは前条第3項の規定通り除籍退学とする。

第3条 除籍退学の日付については、学費の納入された学期の区分に従い、学期の末日とする。

第4条 特別の事情があり、この手順によりがたいときは学長が定める。

附則（省略）

鎌倉女子大学短期大学部 『保育士資格課程履修規程』

(目的)

第1条 鎌倉女子大学短期大学部（以下「本学」という。）履修規程第14条の規定に基づき、保育士資格取得に関しては、この規則の定めるところによる。

(指定保育士養成施設の位置)

第2条 本学で保育士養成を行う位置は次の各号のとおりとする。

- (1) 大船キャンパス（神奈川県鎌倉市大船六丁目1番3号）
- (2) 岩瀬キャンパス（神奈川県鎌倉市岩瀬1420番地）

(資格取得要件)

第3条 保育士資格取得をするには、本学初等教育学科の卒業に必要な単位を修得するとともに、別表に定める教科目の単位を修得しなければならない。

(他大学等での修得単位の認定制限)

第4条 本学学則第38条及び第39条の規定により修得した教科目の内、他の指定保育士養成施設において、学生が履修した教科目又は入学前に指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を別表に定める教科目として30単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。また、指定保育士養成施設以外の他大学等で履修した教科目について修得した単位については、別表に定める教養科目に相当する教科目として30単位を超えない範囲で修得したものとみなす。

(休業期間の例外)

第5条 休業期間中であっても別表で定

める保育実習を実施することがある。

(授業クラスの定員)

第6条 別表に定める教科目（教養科目を除く）の授業については、原則として50名を超えて履修することはできない。

附則 （省略）

別表 （省略）

『児童厚生員資格履修規程』

第1条 児童厚生員養成課程の専門科目は次のとおりである。

なお児童厚生員資格取得のための基礎資格は保育士資格、幼稚園教諭2種以上又は小学校教諭2種以上の免許取得者である。

短期大学部初等教育学科

児童厚生員二級指導員		
指定科目名	単位	設定科目名
児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2	児童館・放課後児童クラブの機能と運営
児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ	2	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法①
児童館実習Ⅰ (10日)	2	保育実習指導Ⅲ (児童厚生施設等)
		保育実習Ⅲ (児童厚生施設等)
合 計 単 位 数	6	

第2条 (中略) 短期大学部初等教育学科(中略)においては児童厚生二級指導員資格が取得できる。

第3条 付与する資格と登録関係費用は次のとおりである。

付与する資格	登録関係費用
児童厚生二級指導員	10,000 円

附則 (省略)

『鎌倉女子大学短期大学部 再入学取扱規程』

(目的)

第1条 この規程は、鎌倉女子大学短期大学部学則（以下「本学学則」という）第24条第3項及び鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科通信教育課程「通信教育規程」（以下「本学通信教育規程」という）第21条第3項の規定に基づき、再入学に関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 再入学を願い出ることができる者は、鎌倉女子大学短期大学部を退学した者とする。但し、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 退学した日から2年を経過した者
- (2) 本学学則第25条の2により除籍された者
- (3) 本学学則第48条により退学処分とされた者
- (4) 本規程に基づき再入学した後、退学又は除籍となった者
- (5) 専攻科初等教育専攻を退学又は除籍となった者
- (6) 本学通信教育規程第23条により除籍された者

(再入学を出願できる学科)

第3条 再入学を願い出ることができる学科は、原則として退学時に所属した学科とする。

(再入学のできる年度)

第4条 再入学ができる年度は、退学の翌年度以降とする。

(再入学の時期)

第5条 再入学の時期は、学期の始めとする。

(出願書類)

第6条 再入学を志願する者は、再入学を願い出た年度の一般選抜の入学検定料と同額の再入学検定料を添え、「再入学志願票」を提出しなければならない。

(出願の時期)

第7条 「再入学志願票」を提出できる時期は、次の通りとする。

- (1) 春学期に再入学を希望する者は、1月の指定期間とする。
- (2) 秋学期に再入学を希望する者は、6月の指定期間とする。

(再入学志願者の検定)

第8条 再入学志願者の検定は、面接試験及び必要に応じて学力試験によって行う。

(合否の決定)

第9条 前条に定める検定の合否は、教授会の議を経て学長が決定する。

2. 前項の合格に再入学年次及び履修科目指定等の条件を付することができる。
3. 再入学後、前項の条件が遵守されなかったときは、合格を取り消す。

(再入学手続及び学費並びにその他の納入金)

第10条 前条に基づき合格の通知を受けた者は、本学所定の書類を期日までに提出するとともに次の各号に定める学費並びにその他の納入金を納入しなければならない。

- (1) 再入学年次の2分の1の入学金
- (2) 再入学年次と同額の授業料、教育環境充実費、実験実習費及びその他諸経費

2. 学長は、前項の手続きを完了した者に再入学を許可する。

(卒業要件)

第 11 条 再入学者の卒業要件は、再入学年次の卒業要件を適用する。

(在学期間及び休学期間)

第 12 条 再入学者の退学以前の在学期間及び休学期間は、再入学後の在学期間及び休学期間とそれぞれ通算するものとする。

2. 前項の退学以前の在学期間又は休学期間に 1 年未満の端数があるときは、次の通りに退学以前の在学期間又は休学期間を読み替えるものとする。

(1) 端数が 6 ヶ月を超える場合は、退学以前の在学年数又は休学年数に 6 ヶ月を加えた期間とする。

(2) 端数が 6 ヶ月未満の場合は、退学以前の在学期間又は休学期間から端数を切り捨てた期間とする。

(既修得単位の認定)

第 13 条 再入学者が退学前に本学で修得した授業科目の単位は、その一部又は全部を再入学後の卒業に必要な単位として認めることができる。

(規程の改廃)

第 14 条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附則 (省略)

履修の手引 2025 年

発行日 2025 年 4 月 1 日

編集 鎌倉女子大学短期大学部教務部

発行 鎌倉女子大学短期大学部 〒 247-8512 鎌倉市大船6-1-3
(TEL) 0467-44-2111

<https://www.kamakura-u.ac.jp>

印刷 TOPPAN エッジ株式会社

